

平成23年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成23年6月10日 開会

平成23年6月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 3 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

平成23年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成23年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 10番 | 草 間 天 | 11番 | 福 与 三 郎 |
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 9番 日 向 英 明

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計課	長	串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課	長	佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	竹之内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

平成23年身延町議会第2回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

梅雨に入り、毎日うとうしいお天気が続いておりますが、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

今定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、議事が円滑に進められるよう慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これから本格的な夏がやってまいります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

なお、日向君は入院のために欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

12番 川口福三君

13番 渡辺文子君

14番 穂坂英勝君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、平成23年6月10日から6月14日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成23年6月10日から6月14日までの5日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今定例会に執行部の出席を求めたところ、

お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項もお手元に配布のとおり、各種行事等に参加しましたので、ご承知ください。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成23年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成20年10月24日の就任から2年と7カ月余りが経過いたしました。この間、私は私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」を目指して職員とともに頑張ってきました。ご案内のとおり、私どもを取り巻く経済状況や国政においても、東日本大震災の発災などますます厳しさが感じられます。

特に第1回定例会中の3月11日発災の東日本大震災で亡くなられた1万5千人余の方々のご冥福をお祈りするとともに壊滅的な被害を受けられました被災者の皆さま、またそのご家族の方々に心からお見舞いを申し上げます。そして被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

わが身延町の震災への取り組みの経過について、報告をさせていただきます。

本町ではテレビ報道や新聞等の震災の情報を得る中で、町長を本部長とする身延町災害支援本部を3月14日に設置をし、次のような取り組みをしてまいりました。

最初に、被災地へのミネラルウォーターの提供についてであります。

南部藩ゆかりの地として交流を深めております遠野・盛岡両市につきましては内陸部に位置するため、直接の被害は少ないものの未曾有の大津波により壊滅的な被害を被った沿岸地域の後方支援活動に昼夜を問わず取り組まれております。

この両市からの要望もあり、救援物資としてミネラルウォーター8,700リットル、8.7トンを送りました。このうち3,600リットルは町内のミネラルウォーター業者2社からの善意としてご寄附されたものであります。3月16日午後に身延町を出発した大型11トントラックは翌日には目的地に到着し、すべての物資を引き渡すことができました。

次に、義援金についてであります。

身延町と身延町社会福祉協議会では、3月14日に役場本庁舎ほか5カ所の公共施設に募金箱を設置し、町民の皆さまの温かい善意により昨日、6月9日現在683万8,507円の義援金をいただきましたので、山梨県共同募金会に送金したところであります。

なお、この善意につきましては7月に発行の社会福祉協議会だよりで町民の皆さまにご報告することになっております。

次に、救援物資の受け付けについてであります。

身延町の皆さまへお願いとお知らせのチラシを緊急を要するため、新聞折り込みや防災行政無線で町民の皆さまに周知し、3月21日から3月25日までの5日間にわたり下山中学校体育館で受け付けを行い、食料類、寝具、台所用品等について町民の皆さまから多数の救援物資

の提供をいただき、山梨県を通じて被災地へお届けしたところであります。

次に、遠野・盛岡両市への表敬訪問と被災地視察についてであります。

震災後1カ月を経過した4月19日から20日までの2日間にわたり、南部町長と南部藩ゆかりの地として交流を行っております岩手県遠野市長と盛岡市長を表敬訪問し、ごあいさつをいたしました。

また、釜石市の視察現場ではガレキの山を見つめる軍手姿の人たちや自衛隊の真摯な捜索活動に言葉を失い、共に痛みを分かち合う気持ちを持ちたいとつくづく思ったところであります。

次に、被災市町村への人的支援のための職員派遣についてであります。

人的派遣として4月26日から30日までの5日間、福島県県北保健福祉事務所に被災者の健康相談、健康チェック、衛生対策等の活動に2名の保健師を派遣し、続いて6月2日から6日までの5日間、宮城県仙台保健福祉事務所に被災者の二次的健康被害予防と感染症予防対策の活動に1名の保健師を派遣したところであります。一般職員もこれに先立ち、4月4日に派遣者を募ったところ26名が手を挙げていただき、現在被災地からの連絡待ちであります。

次に被災者および避難者に対する身延町入湯税の課税免除についてであります。

身延町税条例第142条の規定により要綱を定め、平成23年4月29日から平成24年3月31日まで、地震により被災救助法が適用された地域の被害者で鉱泉浴場を利用する者については入湯税の課税を免除といたしました。

次に、被災者の受け入れ状況についてであります。

震災直後から山梨県内の各地へ多くの被災されました住民が避難をしまいいりました。本町でも一時避難所として旧豊岡小学校校舎を、長期避難所として町営住宅19戸を準備し受け入れ態勢を整えておりました。町内の公営住宅や旅館、個人住宅（親戚）などへ受け入れた被災者の人数は昨日の6月9日現在で5世帯10人が身延町に避難しており、震災後から延べ受け入れ状況は9世帯で24人ありますが、そのうちのほとんどが福島県から避難された皆さまでございます。

次にリニア中央新幹線の県内概略ルートと、おおよその駅の位置についてであります。

6月7日、JR東海から概略ルートとおおよその駅の位置が提案されました。ルートについては3キロメートルの幅で示され、実験線起点の境川から西方に延長され、笛吹市、甲府市、中央市、南アルプス市、富士川町、早川町を通り、静岡県、長野県に至るルートとなっております。

駅の位置はルート上の4地域、東から山梨リニア実験センター周辺、笛吹川東部丘陵部、甲府盆地南部、釜無川西部を検討した結果、甲府盆地南部地域、笛吹川と釜無川の間中央市を中心とした地域に設置したいとされています。

私どもリニア中央新幹線建設、新山梨駅誘致促進峡南地域協議会での要望より、ルートが北寄りであったことは残念ですが、駅舎建設等、技術的なデータに基づいての決定とされておりますので、受け入れざるを得ないと考えます。

なお、来たる13日にリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会臨時総会が開催され、その中でJR東海から概略ルート、駅位置の提案内容、考え方の根拠等についての説明があることになっております。したがって、これを受けて後日詳細についてはご報告をさせていただきます。

次に波高島、鰍原、上・下八木沢集落の水道町営化についてであります。

平成22年4月に波高島、鯉原、上・下八木沢地区の水道施設統合事業計画として、国の認可を取得いたしました。これにより本年3月議会において波高島、鯉原、上・下八木沢地区へ給水する事業推進のための予算を議決していただきましたので、本年度より事業着手いたします。また一部給水開始の予定として、平成25年4月1日を目標に事業を推進し、3地区全体の給水開始は平成26年の3月末を予定しています。

合併により旧町時代にはできなかった旧町の垣根を越えたエリアの統合事業として、この地区の住民の皆さまから熱望されておりました水道事業の町営化の推進により、安全で良質な水道水を安定的に供給できる運びとなったところであります。

次に建設業と地域の元気回復助成事業、ラフティングについてであります。

昨年6月6日から建設業と地域の元気回復助成事業として、身延観光振興協議会が行っている富士川を利用したラフティング事業も2年目を迎え、今年は4月29日にスタートし、千葉県の中学校の修学旅行での利用や婚活を目的としたハッピーラフティング等も含め、すでに118名が利用しており、約300名の予約も入っております。

また日本ラフティング協会への加入も済ませ、現在、株式会社への移行の準備等を行っており、一昨年、国土交通省への応募の際の日本三大急流富士川におけるリバーツーリズム企業化事業の企業化が現実のものとなれば、コミュニティビジネスの優良事例として位置づけできるものではないかと考えられます。

なお、過日の社団法人やまなし観光推進機構の総会において、富士川におけるラフティングを新たな体験観光として身延地区に定着させ、地域の活性化や発展に貢献されたことは他の模範であると、会長である横内知事より県内で1カ所のみ表彰をされましたことをご報告申し上げます。

次に、平成22年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

決算処理が5月31日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成22年度における会計事務が良好に完結したことを報告申し上げます。

なお、詳細につきましては9月の第3回定例議会でご説明をいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、経済状況についてであります。

平成22年度の日本経済は海外経済の改善や各種政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待されましたが、東日本大震災等の影響により大変厳しい状況が続くと思われま

政府は5月17日に閣議決定した政策推進指針に基づき、経済活動の安定に総力を挙げておりますが、被災地支援から復興に向けた取り組みは道のりが遠く、電力供給の制約や原子力災害および原油価格の上昇等の影響により、依然として不透明な先行きであります。

本町においては合併算定替え終了をにらみ、地方債の繰上償還および基金の積み立てを積極的に実施してきたところでありますが、今後の日本経済の動向を注視し、特に地方交付税等の減につきましては敏感に反応し、財政運営をしていかなければならないと考えております。

次に、公共下水道事業の加入状況についてのお願いでございます。

公共下水道の各戸への接続については平成23年5月31日現在、中富処理区は加入戸数984戸で加入率64.8%。身延処理区は加入戸数136戸で加入率22.7%。下部処理区は加入戸数13戸で加入率14.6%という状況でございますが、早期の接続をお願いするところであります。

次に、平成23年第1回定例議会以降の主な行事への参加について申し上げます。

3月20日、下山中学校閉校記念式典。23日、町内小学校の卒業式。同じく峡南衛生組合議会定例会。30日、飯富病院議会定例会。同じくグループホームのぞみ竣工式。31日、峡南広域行政組合議会定例会。

4月1日、町職員および消防団員辞令交付式。6日、町内小学校入学式。7日、町内中学校入学式。10日、県議会議員選挙投開票。19日から20日、遠野市・盛岡市を表敬訪問させていただきました。

5月12日、県町村長会議。この中で平成23年、24年度の県町村会副会長を拝命したところでございます。14日、恩賜林御下賜100周年記念植樹祭を北杜市で行いました。22日、平成23年度スポレク祭。ターゲットバードゴルフを開催したところであります。

なお、この間、各種団体の総会、あるいは各種委員会においての委員委嘱状交付等を行ってまいりました。

町では3月31日に定年退職者7名と中途退職者2名を加え9名の退職と4月1日付け4名の新採用者を迎え5名減の人事異動を行いました。町の行政は一時の停滞も許されませんし、子や孫に負の財産を残さないよう職員と知恵を出し合いながら、その先頭に立ってまいる所存でございますので、議員の皆さんや町民の皆さんの格別のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

報告第3号 平成22年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第5号 平成22年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第48号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

請願第1号 「子ども、子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出についての請願について

日程第6 提出議案の説明を求めます。

報告第1号から議案第54号までについて、町長。

○町長（望月仁司君）

それでは議長からご指名をいただきましたので、提出議案の提出理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出いたしました議案は専決処分が2件、繰越明許費繰越計算書が3件、条例改正が1件、平成23年度補正予算が6件の計12件となっております。

それでは、順を追って説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成23年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項につきましては1.身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

専決処分について、申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をしたものであります。

平成23年3月31日

身延町長 望月仁司

1.身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的な余裕がないため専決処分をしたものであります。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

提出日、提出者名は省略します。

処分事項

1.身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例

専決処分について、申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をしたものであります。

平成23年3月31日

身延町長 望月仁司

1.身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例

理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものでございます。

報告第3号 平成22年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度身延町一般会計繰越明許費

繰越計算書について次のとおり報告する。

平成23年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

次に報告第4号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

以下、提出日、提出者名は省略をさせていただきます。

報告第5号 平成22年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

以下、省略をいたします。

議案第48号 身延町税条例の一部を改正する条例について

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日、提出者を省略し、提出理由を申し上げます。

東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、身延町税条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,523万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,772万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第50号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,623万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第51号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,936万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第52号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,477万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第53号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,606万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第54号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,771万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上12件について、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますが、議案第50号から53号までの4件の補正予算につきましては人件費のみの補正となっておりますので、詳細説明は省略させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたいと思います。

それでは担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、ご承認・ご議決くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

報告第1号から・・・町長。

○町長(望月仁司君)

議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算で歳入歳出それぞれを、ちょっと私、間違ったようで申し訳ございません。7,532万8千円が正規でございますので、よろしくお願いをいたします。申し訳ございません。

○議長(望月広喜君)

報告第1号から議案第54号までについて、町長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は午前10時からといたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

お諮りいたします。

これから担当課長が詳細説明を行います。議案第50号から議案第53号までの4議案につきましては人件費のみの補正でありますので詳細説明は省略したいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第50号から53号までの4議案につきましては詳細説明を省略いたします。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。

報告第1号および議案第48号までについて、税務課長。

○税務課長(佐野勇夫君)

報告第1号 専決処分書について詳細説明をさせていただきます。

その前に先ほど町長の専決処分書の提案理由の中で、地方税法施行令の一部を改正する政令を平成23年3月31日と申し上げましたが、30日が正解でございますので訂正させていただきます。

それでは5ページをお開きください。

本専決処分書は身延町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

第2条関係は課税限度額を改正するもので、第25条は後期高齢者医療制度にかかる旧被扶養者の税額緩和措置の継続による改正です。

第2条は国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の課税限度額を改正するものです。

改正の趣旨は中低所得者層の負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

第2条、第2項中の「50万円」を「51万円」には基礎課税額の課税限度額を。同条第3項中の「13万円」を「14万円」には後期高齢者支援金等課税額を。同条第4項中の「10万円」を「12万円」には介護納付金課税額のそれぞれの限度額を改めるものです。

第23条は減額世帯の課税限度額を第2条の課税限度額に併せて改正するものです。

第25条は被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国民健康保険に加入した場合、保険税を負担することの緩和措置が資格取得の日の属する月以後、2年間を経過する月までの間に限るとしていたものが、その緩和措置が継続実施されることにより、この文言を削除するものです。

以上で、報告第1号の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続き議案第48号 身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

本案は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

町税条例の附則に震災特例として雑損控除額等の特例を第22条に。住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を第23条に加えるものです。

第22条の東日本大震災による雑損控除額等の特例は、被災した納税義務者の選択により震災による住宅や家財等について生じた損失額を平成22年の総所得金額等から控除し、平成23年度の町民税を軽減する特例であります。

今回の震災は平成23年3月11日のため、本来は平成23年の損失として平成24年度の町民税額が減額されるところを被災者の平成23年度の税負担を軽減するという観点から、こ

れを平成22年の損失とし、平成23年度の町民税額を軽減する特例です。

以上が第22条第1項前段の規定です。

第22条第1項4行目、中ほどのこの場合において以降は、これを適用した場合は平成24年度以後の年度分の雑損控除の適用は、これが平成23年の損失ではないとみなす規定であります。

第2項は、前項を適用した納税義務者が平成24年度以降も余震や関連災害により新たな損失を受けた場合は、その損失についても前項を適用して、平成22年分から雑損控除できるとする規定です。

第3項は、第1項の損失中に親族の有する資産の損失がある場合は、その親族損失額は平成24年度以後の年度分の雑損控除の適用をする場合、これが平成23年の損失ではないとみなす規定であります。

第4項は、第1項の平成22年の損失として雑損控除を適用した納税義務者の親族資産損失額が平成24年度以後も余震や関連災害により新たな損失を受けた場合は第1項を適用して、平成22年分から雑損控除できるとする規定です。

第5項は、第1項の適用を受ける場合には平成23年分の申告書に第1項の適用を受ける旨の記載が原則的に必要とする規定であります。

続いて下から1行目、見出しは東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例となっております。

4ページをお開きください。

第23条の内容は震災により住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が滅失等をして居住できなくなった場合でも、その住宅にかかる住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き継続適用を可能とするものであります。

住宅借入金等特別税額控除は居住していることが前提とされておりますが、この改正は家屋が滅失等により居住できなくなった場合でも認めるとするものであります。

本条はこの特例を適用するため、税条例の附則第7条の3および附則第7条の3の2中の租税特別措置法および地方税法附則を今回の震災特例法の規定により、読み替えて適用させるそれぞれの法令であるとするためのものです。

施行日ですが、第22条は平成23年度課税から適用できるよう公布の日とし、第23条は非居住の適用を平成24年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第48号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に報告第2号について、町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

報告第2号 専決処分書、身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

今回の専決処分は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険条例、出産育児一時金、第5条の金額の改正で出産育児一時金として35万円の支給を39万円に改正となっております。

すでに経過措置としまして、平成21年10月から39万円を支給してきたもので、今回、

附則の第5項「平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかる出産育児一時金に関する経過措置」を削除して、条例第5条の金額の改正となっております。

以上で、報告第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に報告第3号、議案第49号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第3号 平成22年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の繰越明許費は2月に臨時議会で予算計上をいたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金等が含まれております。国の制度の中で全部繰越をしたところであります。したがって設計委託から事業がスタートしたり、農業施設のように渇水期に事業をしなければならない等それぞれ制約がありますが、臨時交付金の趣旨に鑑み、できるだけ早い事業の完成を目指し、職員一丸となって努力しているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

2款8項支所及び出張所費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、身延支所空調設備更新事業は507万7,500円を繰り越しいたしました。350万円が臨時交付金で、残り157万7,500円が一般財源であります。

4款3項簡易水道事業特別会計繰出金でありますけども、これにつきましては430万1千円すべてが一般財源でありまして、簡易水道特別会計で繰越明許をいたしました身延中央簡易水道事業と湯町簡易水道事業に充当するものでございます。

次に6款1項農業費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、農業用施設整備事業であります。繰越額1,800万円が臨時交付金が1,700万円でございます。農業用施設7カ所を整備するものでございます。

次の3事業につきましてでございますけども、県営事業の負担金で県が繰り越しをいたしましたので、本町でも繰り越しをするものでございますが、まずため池等整備事業でございますけども、200万9千円の繰り越しで既収入特定財源70万円は一般公共事業債であります。

次の中山間地域総合農地防災事業につきましては、栃久保水路と大炊平の農道でありますけども、510万円すべて一般財源であります。

それから中山間地総合整備事業、これは北部地区でございますけども、これにつきましてはすべて既収入特定財源、すでに入ってきておりますけども、2,265万円は合併特例債でございます。

次に2項の林業費でございますが、小規模治山事業と林道整備事業で両方ともきめ細かな交付金を充当しております。小規模治山事業のほうは相又の平橋下流の土砂流出防護柵設置工事でございますけども、250万円が交付金でございます。

また林道整備事業、林道富士見山線の崩落土除去工事でございますけども、250万円が交付金。残り50万円が一般財源でございます。

次に8款2項道路橋梁費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の道路施設維持補修事業でありますけども、4,140万円を繰り越しいたしました。これにつきましては地元の要望等18カ所の道路維持工事でありますけども、3,820万3千円がきめ細かな交付金で残り319万7千円が一般財源であります。

続きまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の道路防護柵設置事業であります。1,850万円のうち1,750万円が交付金で残りの100万円が一般財源でございます。工事箇所は町内8カ所であります。

続きまして、町道本町富山橋線道路改良事業であります。2,630万円繰り越しをいたしまして、2千万円が過疎対策事業債でございます。

次の古関丸畑線道路改良工事1,588万円の1,200万円が過疎対策事業債であります。ただし古関丸畑線は工事が4月に完了しておりますので、過疎事業債はすべてに5月に借入れをしてあるところでございます。したがって1,200万円は、既収入特定財源となっております。

次の2ページをお願いいたします。

町道下栗倉線調査測量設計業務委託でございますけれども、628万円すべて一般財源であります。また町道大島樋之上線道路改良事業でありますけれども、用地の買収の繰り越しで108万5千円すべてが一般財源であります。また町道大道市之瀬線道路改良工事につきましては立木等の補償でございますけれども119万8千円すべて一般財源であります。

次に5項の住宅費、木造住宅耐震改修等事業の補助金110万円ありますが、48万円が国庫補助金、それから県費が40万円、併せて88万円でございます。残り22万円が一般財源でございます。

6項下水道費の下水道事業特別会計繰出金776万5,100円はすべて一般財源でございます。これにつきましては、下水道特別会計で繰り越しをいたしました身延町公共下水道管渠敷設等工事および下部特定環境保全公共下水道事業の真空弁ユニット設置工事に充当いたしますのでございます。

10款1項教育総務費でございますけれども、安心・安全な学校づくり交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の小中学校空調設備設置事業に8,500万円でございますけれども、安全・安心な学校づくり交付金が1,771万6千円、きめ細かな臨時交付金が5千万円、合計しますと6,771万6千円でございますけれども、残りの1,728万4千円が一般財源でございます。

次に4項社会福祉費の下部地区公民館敷地造成事業の1,275万7千円でございますけれども、工事自体はすでに終了しておるわけでございますけれども、すべて一般財源でございます。

同じく4項の地域活性化・住民生活に光を注ぐ交付金の町立図書館整備事業1,507万5千円は図書館のAVコーナーのテレビやDVDプレーヤー等の整備、図書の実整備、それから照明をLED照明に切り替える等の事業でございますけれども、1,426万1千円が光を注ぐ交付金で81万4千円は一般財源でございます。

次に、5項の文化振興費の地域活性化・住民生活に光を注ぐ交付金の湯之奥金山博物館改修事業1,521万2,800円は、展示室内のジオラマ説明用映像のリニューアルやQ&Aタッチパネルの更新、調査記録の映像等の更新をするものでありますけれども、1,450万円が光を注ぐ交付金でございます。残り71万2,800円が一般財源であります。

翌年度繰越額総額は3億1,074万400円で、特定財源の内訳につきましては既収入、未収入の記載が5,535万円、きめ細かな交付金が1億3,120万3千円、光を注ぐ交付金が2,876万1千円、安全・安心な学校づくり交付金が1,771万6千円、木造住宅耐震改修の国庫補助金が88万円となっております。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第1号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の6月補正につきましては一般会計および特別会計におきまして、4月1日の定期人事異動に伴う給与費の補正を各科目でさせていただいております。人件費の内容につきましては特別なところがない限り説明を省かせていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

まず、7ページをお開きください。歳入であります。

14款2項3目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金といたしまして、スクールバス2台の購入費、国より内示がありました845万円を予算計上いたしました。これは統合を予定しております静川小学校と西嶋小学校のスクールバスと、もう1台は中富中学校のスクールバスの購入を予定しております。交付率は65%でございます。

次に5目の教育費国庫補助金250万円でございますが、これもスクールバスの購入にかかる補助金でございます。当初予算で計上してございました身延中学校スクールバスの購入に補助金が決定いたしましたので、今回、歳入に予算計上をしたところでございます。これにつきましては、補助率は2分の1でございます。

次に15款3項1目総務費県委託金でございますが、山梨県議会議員選挙費の委託金で選挙が終了いたしましたので、精算ということで77万1千円の減額であります。また3目の教育費県委託金は中富中学校が県から学力向上指定校として指定されたため、この事業実施にかかる委託金48万円であります。

19款1項1目繰越金につきましては、6,266万9千円でございますけども、今回の補正予算の一般財源に充当いたしますものでございます。

また、20款4項1目の諸収入、雑入につきましては財団法人地域活性化センターから新たな住まい手と地域のマッチング事業として、空き家に関する事業に助成をいただけるもので200万円でございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の14節、真ん中よりちょっと下になりますけども、56万7千円。賃借料でございますが、これにつきましては、計画停電による発電機2台のリース代でございます。4月から9月分、リースされてございます。

次に2目文書広報費、19節に有線放送施設整備費補助金として2カ所に139万1千円の予算計上でございます。まず塩沢区では卓上アンプやスピーカー配線ケーブル等、総事業費197万4,121円で2分の1、98万7千円の補助金。それから梅平2区では配線ケーブル等総事業費80万9,130円で40万4千円。いずれも2分の1の補助率でございます。

次に4目企画費であります。次の9ページになりますけども、一番上のほうになりますけども、19節に財団法人地域活性化センターから助成を200万円いただきまして、補助金移住交流推進事業補助金といたしまして、200万円を計上させていただきました。この補助金は事業を実施する山梨2地域居住推進協議会に補助をいたすものですが、事業実施主体といたしましては町から200万円。それから県から240万円。それから農業体験等の自己負担15万円を足して、総事業費455万円の事業を実施するものでございます。

事業内容といたしましては、本町の曙地域や古閑地域等の空き家を調査し、東京で身延暮ら

しセミナーを開催し、農業体験等をしてもらう中で、身延町に興味を持ってもらう。最終的には都会から身延町に住んでもいいかなという人を増やす、あるいは見つけていく事業でございます。

次に9ページの一番下になります。

4項3目山梨県議会議員選挙費でございますけども、県の委託金も決定をし、当初予算で計上いたしました予算の精算ということで減額が主であります。

次に11ページをお願いします。

11ページの中ほどになりますけれども、3項1項1目社会福祉総務費の28節、それからその下の3目高齢者福祉費の28節、それから4目の老人医療費の28節、これにつきましてはそれぞれ国民健康保険特別会計、それから介護保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。人件費関係の補正でございますので、それに対して繰り出すものでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それでは、次に13ページをお願いいたします。

13ページ、上のほうになりますけども、3款2項8目の民間保育所費、19節に306万円を予算計上いたしました。これにつきましては、私立児童福祉施設送迎バス購入費補助金といたしまして、大野山保育園の園児の通園バスの購入に補助をするものであります。事業費は460万円で、補助率は3分の2でございます。

13ページの一番下のほうになりますけども、4款3項1目簡易水道運営費の19節121万8千円につきましては、小規模簡易水道整備事業、整備費補助金でございます。福原水道組合が実施いたします老朽管敷設替え工事に補助をするものでございます。総事業費は174万円で、補助率は10分の7でございます。

その下の28節繰出金につきましては471万3千円でございますけども、簡易水道特別会計への繰出金で、ほとんどが人件費でございます。

次に14ページをお願いいたします。

5款1項2目働く婦人の家運営費につきましては11節需用費、修繕費といたしまして16万8千円の予算計上でございます。この修繕費につきましては、配水管の漏水や全自動血圧計等の修繕でございます。

14ページが一番下になります。

7款1項1目商工振興費の11節修繕費96万円でございますけども、温泉会館の井戸ポンプ取り替え修繕であります。温泉会館で使用しております井戸ポンプが故障したために取り替えをいたします。

次の15ページの下段のほうになりますけども、8款6項1目下水道総務費の28節繰出金は下水道事業特別会計繰出金311万8千円であります。特別会計で説明がございしますが、曝気装置が故障いたしまして、その修繕が繰り出しの主な理由でございます。

続きまして16ページ、次のページをお願いします。

10款1項1目の教育委員会費でございます。11節修繕費20万円、それから12節の手数料の12万円、それから14節の15万7千円の減額、これにつきましては中学校の外国語指導助手ALTが帰国するため、これにかかる町営住宅退去のための修繕費、それから粗大ゴミ等の処理手数料、また家賃の減額であります。

13節委託料でございますけども、これにつきましてはALTの代わりに民間が経営する英

語の教師派遣会社に英語の授業の指導を委託する委託料254万円と下山中学校の校舎を解体するための管理業務委託料42万円を計上いたしました。また、これに伴いまして15節は下山中学校の解体工事費4,620万円であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、静川小学校の閉校記念事業補助金400万円であります。

続きまして、2項1目の学校管理費、小学校の学校管理費でございますけども、18節備品購入費に650万円を計上いたしました。これにつきましては統合を予定しております静川小学校と西嶋小学校にかかるスクールバス29人乗り1台の購入費、またこのバスにかかります登録料や保険料、あるいは重量税等を12節、27節に計上をいたしました。

次に3項1目中学校費の学校管理費になりますけども、次の17ページの一番上になりますが、18節備品購入費に29人乗りの中富中学校のスクールバスの購入費を650万円計上いたしました。このスクールバスは今、運行しているバスが昭和60年に登録をしたもので25年以上経過する中で老朽化に伴い安全面を考えての買い替えでございます。また、このバスにかかる登録料や保険料、重量税等を12節、27節に計上させていただきました。

次に、9目の中富中学校教育振興費には、学力向上指定校としまして中富中学校が県から指定されたため、県の委託金で実施する事業費を予算計上させていただいております。それぞれ講師の謝礼やテスト用紙代、資料代の印刷費等々でございます。

次に4項2目公民館費の19節負担金補助及び交付金の50万3千円でございますけども、集落公民館整備事業費補助金であります。2地区でありまして、和田集落公民館の外壁の塗装と内装修繕、総事業費が134万4千円で補助率は3分の1でございます。またもう1件は山家公民館の屋根修繕・塗装工事等でございます。総事業費は16万6,635円で補助率3分の1で5万5千円あります。

次に19ページをお願いいたします。

6項2目下部学校給食費の18節に冷凍冷蔵庫の購入費37万8千円を計上いたしました。これは今まで使っていた冷蔵庫が故障したため、買い換えるものでございます。昭和62年に購入し、古過ぎて修繕するにも部品がないため買い換えるということでございます。

次に5目の体育施設費でございますが、16節原材料費でありますけども、旧豊岡小学校のグラウンドに豊岡小学校を偲ぶ会の皆さんでフェンスを取り付けてくれるということで、原材料費47万2千円を計上させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に報告第4号について、水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは報告第4号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

2ページの繰越計算書をお開きください。

2款2項身延中央簡易水道事業配水管敷設工事の翌年度繰越額1千万円につきましては、梅平地内の身延川護岸配水管工事および栄久橋付近の波木井川横断吊り配管工事であります。工事延長は導水管143.9メートル、送水管143.5メートルでありまして、工事は4月28日

に完成しております。財源内訳としまして、未収入特別財源国庫支出金250万円、地方債が640万円、内訳としまして簡易水道事業債320万円、過疎事業債320万円であります。その他としまして一般会計からの繰入金110万円であります。

続きまして、湯町簡易水道事業配水管敷設工事の翌年度繰越金3,500万円のうち2,500万円につきましては、下部廻沢地内の県道湯之奥上之平線に配水管および排泥管敷設工事を計画しておりますが、この計画区域の県道で側溝の改修工事が計画されており、県が改修工事を着手するとなると排泥管の延長が変更となりますので、県の工事の動向を見ながら発注する予定であります。残り1千万円につきましては、湯町湯平橋の橋梁添架および配水管敷設工事であります。工事延長は配水管310メートルで、湯平橋橋梁添架113メートルと配水管敷設197メートルでありまして、工事は4月25日に完成しております。財源内訳としまして、未収入特別財源の国庫支出金729万9千円、地方債が2,450万円以内訳としまして簡易水道事業債1,230万円、過疎対策事業債1,220万円であります。その他としまして、一般会計から繰入金320万1千円であります。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に報告第5号、議案第54号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは報告第5号 平成22年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

繰越計算書をお開きください。

1款2項身延公共下水道事業管渠敷設等工事の翌年度繰越額1,667万6千円。これにつきましては、波木井地内の管渠敷設工事と梅平地内のマンホールポンプ設置工事であります。管渠敷設工事の個所につきましては総合文化会館の西側で、工事延長が176.8メートルあります。これにつきましては4月28日に完成しております。

またマンホールポンプ設置工事個所につきましては、身延支所の敷地内南側に設置してありますマンホール内のポンプ設置工事であります。この工事につきましても5月31日に完成しております。財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金が618万7,475円、地方債が550万円、このうち公共下水道事業債が270万円、過疎対策事業債が280万円でございます。その他として、一般会計からの繰入金が498万8,525円あります。

次に下部特定環境保全公共下水道事業真空弁ユニット設置工事の翌年度繰越額2,318万4千円につきましては、下部地内の宅内の真空弁ユニット設置工事でありまして、設置数につきましては公共施設が3基、一般家庭、ホテル、旅館等が21基、合わせて24基分あります。現在、工事を進めておりまして7月25日に完成予定となっております。財源内訳としましては未収入特定財源の国庫支出金が1,080万7,425円、地方債が960万円、このうち公共下水道事業債が480万円、過疎対策事業債が480万円でございます。その他として一般会計からの繰入金277万6,575円あります。

以上で報告第5号の詳細説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第54号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。4款1項一般会計繰入金につきましては4月の職員の異動による人件費の増減と施設の維持管理費にかかる補正でありまして、1目から6目まで合わせて311万8千円の追加補正であります。

次に歳出であります。7ページから8ページの各項目に計上してございます2節、3節、4節につきましては4月の職員の異動に伴う人件費の増減でありますので、説明を省略させていただきます。

主なものとしましては、7ページの1款3項1目中富下水道事業維持管理費の11節需用費に修繕費として313万6千円を計上させていただきました。これにつきましては、中富浄化センターの汚泥処理施設のオキシデーション立地内の曝気装置が故障したため、曝気装置をオーバーホールするための修繕費であります。

なお、機械の調子が悪いと分かったのが2月の下旬でありました。電気系統、機械系統を専門業者に見ていただいたところ、曝気装置本体の故障と判明しました。本来であれば当初予算か3月補正に予算計上すればよかったわけですが、間に合わなかったということから今回6月補正に計上させていただきました。

以上で議案第54号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に請願第1号について、紹介議員であります渡辺文子君より趣旨説明を求めます。

登壇してください。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第1号

平成23年5月31日

件名 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出についての請願書

請願者

山梨県甲府市朝日2丁目3-15

山梨県保育運動連絡会 会長 秋山ほなみ

紹介議員 渡辺文子

請願の趣旨を朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

子どもは生存・成長の権利と発達する権利を持ってこの世に誕生します。そしてその権利を保障しているのが児童福祉法や教育基本法です。

日本の乳幼児保育は、その児童福祉法により国および市町村の責任と義務のもとでこれまで発展してきました。保育制度は、国と市町村に乳幼児期の子どもの保育を保障することを義務化しています。これにより保育の大きな担い手である認可保育園では、児童福祉施設最低基準による人的物的環境の中で安心感のある保育を提供することができ、また児童福祉法や保育所保育指針の内容や理念のもとで研鑽を積み上げた保育が全国どこでも保障されるシステムができています。

しかし今、政府が進めようとしている子ども・子育て新システム基本制度案要綱（以下新システム）はその制度の仕組みを変え、国および市町村の関与（責任と義務）を形骸化し、企業等の参入を積極的に進めようとする仕組みです。

企業の参入は乳幼児の保育や幼児教育のあり方を大きく変容させ利益追求を目的とした保育

の産業化を加速させることになり、乳幼児の保育や幼児教育の質が大きく低下することが懸念されます。また合わせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こします。

私たちは、日本の将来の担い手となる乳幼児期の子どもたちの生存と成長と学びの体験を保障している児童福祉法のもと、現行保育制度の拡充を求めるとともに、政府が行おうとしている新システムに反対をし、その撤回を求めるものです。

以上です。よろしくご審議ください。

○議長（望月広喜君）

以上で提出議案の説明は終了いたしました。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

平成 2 3 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 3 日

平成23年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成23年6月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
10番	草 間 天	11番	福 与 三 郎
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 日 向 英 明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

総務課長	赤坂次男	会計課長	串松文雄
財政課長	笠井一雄	政策室長	丸山優
町民課長	佐野文昭	税務課長	佐野勇夫
身延支所長	千頭和勝彦	下部支所長	渡辺明彦
教育委員長	千須和繁臣	教育長	佐野雅仁
学校教育課長	近藤正国	生涯学習課長	佐野正美
福祉保健課長	依田二郎	子育て支援課長	稲葉義仁
建設課長	藤田政士	産業課長	竹之内強
土地対策課長	滝戸文昭	観光課長	熊谷文彦
環境下水道課長	樋川信	水道課長	遠藤庄一

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席をお願いします。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の報告をいたします。

町長はケガのため、また日向君は入院のために欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

報告第1号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第2号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第3号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

深沢君。

○8番議員（深沢脩二君）

今年は、このあとにもございますけども、繰越明許が非常に多い。通年上から見れば2、3件くらいだろうと思うんですけど、これだけあるということは異常な問題だと思うんです。この原因等、その原因というのもしろいろあると思いますので、それについての説明と今後の対処とそれから執行はいつごろになるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

繰越明許計算書でございますが、平成21年度と平成22年度は繰越明許がかなり多いものがございます。これは通年でありまして、先ほど議員さんがおっしゃったとおり数件でございますけども、ご承知のとおり臨時議会までをしてお願いをいたしましたきめ細かな交付金、要するに国の活性化、国の制度のための交付金が本町にまいりまして、そのために事業を当年度

で行われなければならないというようなことで計画をいたしましての繰り越しでございます。きめ細かな交付金や住民に光を注ぐ交付金という部分でございます、この事業をしなければ逆に国にお返しをしなければならないということで、繰り越しをしてでも事業をしていくところでございます。

なお、執行につきましては、それぞれ業務委託等をすでに発注しているところでございます。以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。
穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

計算書の報告でございますので、質問がちょっと的を射ていないかもしれないかもしれませんが、2ページの土木費の住宅耐震工事、前年度の耐震工事は何戸くらいが終わったのか、そのへんを聞きたいという計算書の報告の中の関連で大変申し訳ないんですが、聞きたいです。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

平成22年度は改修の建て替えに補助を1戸、出しております。今回の繰り越しをしたのは、ちょうど年度末に1戸申し出があって計画をするということで、改めての申請ではなかったんですけども、そういう申し出がありましたので、今回、繰り越しをさせていただきながら対応したいということで繰り越しをさせていただいた状況にあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第4号について、質疑を行います。

質疑はありますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

湯町簡易水道事業費の繰越明許費で直接は関係ないかもしれませんが、24年度から町に湯町簡易水道が移管されるということなんですけど、延びる可能性はありますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えします。

現在のところ、平成23年度の工事が順調に進みますと、24年の4月から開始になるというような予定で進んでいるところであります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第5号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、この報告第3号から第5号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上で、報告は終結をいたしました。

議案第48号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第49号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

全部で5件ほど、お伺いをいたします。

はじめに9ページ、移住交流推進支援事業補助金ということで200万円、計上されていますけども、これは曙と古関地区の空き家調査ということでしたけども、以前たしか豊岡地区で実施したというふうな話を聞いておりますけども、それと同じようなものなのかどうか。それと調査結果がいつ出てくるのか。曙、古関地区だけなのか。以上の3点についてお伺いします。

それから次に13ページ、衛生費の繰出金471万3千円ですが、これに直接ではないんですが、19節の補助金の小規模簡易水道事業補助金で、福原地区の老朽化した管を整備するということがあったけれども、結構、老朽化が進んでいる地区が多いということを聞いておりますけども、これは水道課のお仕事だと思いますけども、この老朽管の整備というのは今後どんなふうに進めていくのかこの点について伺います。

それから14ページ、商工費の11節需用費、修繕費、温泉会館の井戸ポンプの修繕ということですが、温泉会館をご存じの方は2階の大広間が半分使えなくなっているんですね。これはたぶん商工会の管轄になると思うんですけども、これは工事について何か具体的な申し出というか話が出ているのかどうか。どこがいつやることになっているのか分かればお聞きします。

それから17ページ、中富中学校教育振興費の報償費と、それから需用費ですか。これは学力向上指定校ということで、県から補助金が出ているんですね。それが48万円ということなんですけども、これの内容と、それからこの内容が分かれば大体分かると思うんですけども、今年いっぱい終わるものなのか。あるいは今後も引き続きあるのか。48万円ですることできるのか。その点についてお伺いします。

以上です。

もう1点ありました。すみません。

その他特別職という、さっき訂正が出ましたけども給与費明細書、これは20ページですね。特別職のその他特別職1,308人ということですが、これは前にもちょっと聞いたような気がするんですが、いわゆるいろんな委員という話だったように思いますけども、これは1,308人というのはなんかずいぶん多いような気がしますので、これは内訳と、それから報酬が3,805万円ということで、われわれ議員よりもちょっと多くなっているようなんですが、その点についてちょっと疑問があるなということ、特別職1,308人というのは多すぎるんではないかということと、これはちゃんと精査しているのかどうか。それからどんなふうな報酬になっているのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは9ページの200万円について、お答えしたいと思います。

ご質問のとおり豊岡地区と同じかということなんですが、豊岡地区と同じように新たな住まい手と地域のマッチング事業を行いたいと考えております。それと曙と古関以外にはどこかないかということなんですが、中富大須成地区も予定しております。ただ、この新しい住まいづくり、地域のマッチング事業のほかに緊急雇用創出事業で空き家の実態調査は別に全町で行う予定ではあります。

なお、調査結果なんですが、一応3月ごろを予定しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

商工費の修繕のことでお答えいたします。

今回の予算はポンプの入れ替えということで、温泉会館設置が昭和60年3月に設置されて、それ以降、初めての修理ということで、今回ポンプの入れ替えで96万円予算をお願いしました。それから温泉会館の2階が雨漏りして使えない状態になっているんですけど、修理費も2千万円以上かかるという見積もりをもらっている中で、温泉会館が実際必要なのかどうかということで今、温泉会館の運営につきましては、温泉会館運営委員会というのがあります。これは商工会長が委員長になって進めているところですが、一応地元の方にアンケート等を取りながら実際に必要なのかどうかということで今、検討していただいております。その結果について、今後町で修繕2千万円以上かけるのか。また必要でなければ潰すということも検討に入れる中で今、検討中です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

13ページの小規模補助金の関係でございますが、福原地区の老朽管更新事業ということで、事業費が174万円で補助金が10分の7ということであります。世帯数が4戸、人口が11名

ということで、大変小さな集落というような状況になっておりまして、補助金が多くなければこれはなかなかできないというような状況でございます。今後のほかの地区の状況はどうかというふうなことでございますが、やはり地域によりましては給水人口が少なく世帯数が少ないということで、補助金の状況に応じて地域の要望に応じて、またこの補助金を活用していただくように指導をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

17ページの中富中学校教育振興費の内容でございますけども、学力向上指定校に関する委託事務でございます。この事業につきましては各教育事務所単位に研究実践の拠点となる学校、これを指定校としてまず位置づけます。これらの学校におきましては確かな学力の定着向上を目的とした研究および実践を行ひまして、その成果を県下に普及するという内容でございます。

具体的な研究内容でございますけども、学力向上のための学習指導の実践的研究といたしまして、上位層への発展的・探求的な学習の指導について、それから学習意欲の低下や苦手意識の克服の対策、それから学習習慣の向上、家庭学習の定着の方策等につきまして、調査研究を行うこととしております。これにつきましては、単年度で実施をする予定といたしてあります。

1年間の事業でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、人件費の関係のご質問にお答えします。

先ほど議員さんが申すとおり今年度の部分の中で1,309人の人件費ということで、その他の部分ですけども、その他の特別職の人たちですけども1,309名おります。本当に細かい数字ですので一つひとつは言ひませんが、例えば情報公開審議委員さん5名とか行政改革推進委員さん10名とかというようなことがあります。多いほうだけちょっと言ひますけど、地域審議会30名、それから選挙管理者21名、立会人68名、期日前立会人48名、それから農業委員さん24名、消防団員の部長44名、班長152名、団員483名、あと学校の嘱託医師の報酬、それから文化財審議委員10名、体育指導員20名等々これらのすべての人数を合計してあります。5千円台から監査委員さん等は10数万円というような方までそれぞれ報酬もまちまちでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

温泉会館の話ですけども、これは2千万円以上かかるということでこの温泉会館自体の必要性うんぬんということがあるようですけども、これはどういう対象にアンケートをとるのかということと、それからこの必要性うんぬんということと言われると、たしかにちょっと疑問がある部分もないわけではないんですが、実はわれわれ開発センターがなくなってしまひまして、

会合をするのにちょっと困るということで、急きょ温泉会館の2階をとということで話をしましたら半分しか使えないということなので、需要としてはかなりそういう意味で会議場のようなものとして必要ではないかというふうに思いますので、もしアンケートをとるのであれば下部地区全体あるいは身延地区全体の何人かに送っていただいて、アンケートをとるというふうな形が必要ではないかと思いますのでよろしくお願ひします。それは私としては必要であるというふうに思いますし、温泉会館はやはり下部の温泉にとりましては非常に重要な施設の1つではないかと思いますので、その点よく検討していただきたいと思ひます。

それから学校の学力向上のための事業ということなんですが、ちょっと訳の分からないというか難しい言葉で言われたのでよく内容が把握できなかつたんですが、学力向上ということが必要であるということはあるんでしょうが、もっと具体的にこういうふうな事業ですよというのをもうちょっと分かりやすい言葉で説明していただきたいのと、それからこれが単年度で終わるということでは本当に意味があることなのか。本当に48万円だけで、今年1年で終わりということになると、学力向上に結びつくのかどうか、非常に難しいというか問題があるんじゃないかと思ひますので、その点についてもう一度だけご回答をお願ひしたいと思ひます。

それから給与費の件は特に消防関係の支出が多いというふうなことがあるようですので、これについてはよく精査していただいていると思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

大変、ちょっと分かりにくいような説明で申し訳ございませんでした。研究内容といまして上位層への発展的・探求的というような表現でございましたけども、より学問を深める形といひますか、より応用できるような形の部分へ学習内容をもっていくと、そのような形なのかと思ひます。

それから学習意欲の低下、これにつきましてはあるいは苦手意識等を持っている生徒かなりいると思われるわけでございますけども、こういった生徒の苦手意識あるいは学習意欲を高めるそういったものへの対応をどのようにしていこうかということで研究していこうと。

それから学習習慣の向上、家庭学習の定着の方策、当然学校だけの学習だけではなくて家庭でも学習を進めなければならない状況があると思ひます。そういった普段から家庭を含めた学習習慣を付ける方策をどのようにしていくか。これらにつきまして調査研究をしまして、その手法といひますか、そういった実践成果を峡南地域あるいは県下に研究紀要として残して、その手法を確立していくということでございます。

単年度で意味があるのかということでございますけども、一応1年間研究をしまして、その成果をできるだけ出すような形にしていきたいと。まとめとしまして、その研究紀要の形でそれまでの成果を表してこれを県下に普及していくという形になろうかと思ひますので、ご理解をお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

学力向上は中学校の学習ですと、かなり何科目にもわたるはずですけども、これはすべての

科目について学力を向上するというものなのかどうか。それから教育委員長はこの事業についてどのようなお考えをお持ちなのか、その点について質問させていただきます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

教科につきましては5教科になっております。学力の検査のテストを行ったりするようになります。教科につきましては5教科ということでご理解をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

いわゆる学力の一番基本というのは子どもたちがいかに勉強しようとするかという意欲づけ、いわゆる関心意欲、態度ですね。そういうふうなものが形成されることによって、それではもうちょっと勉強してみようとか、あるいは分からないところをもうちょっと調査してみようとか、そういう一番の根幹にきているものがその学習への意欲ですね。ですからこの研究というのは一番根幹になる。すべての子どもたちに学習意欲を喚起するためにはどういうものが必要なのかということからその学習への意欲、態度、関心ということですね。それともう一つ、それを裏付けるものとして学習への、いわゆる家庭学習の基本的なものを学校と家庭とが連携してどういうふうにして習慣化させていこうかというふうなことが、この研究の一番もとになっているのかなというふうな気がいたします。

それはいわゆる学力の中層から下の子どもたちですね、そういう子どもたちにこういうことが必要であって、いわゆる上の子どもたちに対しては今持っている学習意欲をどういうふうにして学習指導要領を超えて、進化統合というわけなんですけど、そういうふうなものを付けさせていこうという、例えば二面的な研究姿勢かなと思うわけです。

今までのやり方からいきますと、例えば最初子どもたちの学習意欲を、いわゆる上位面の調査ですね。そういう面とそれから実質的に家庭学習をどういうふうにしてどのくらいしているのかとそういうふうな実質的な面から、この研究の最初の段階からそれを調査いたします。

そして研究が終わった時点でもって、まとめともう一度同じようなアンケートをして、最初と比較してみる。いくつかのやり方があるわけなんですけども、今まで研究の方法としては、今のようなやり方がスタンダードな方法かなと思うわけなんですけども、細かいことについては中富中学校がいろいろな知恵を絞ってやっていく、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

先ほどの芦澤議員のアンケートの対象者ということですが、一応、今準備しております中で地元の下部地区の旅館、ホテルを含めた下部地区の皆さんと温泉会館を利用しているお客さんを対象に今、準備を進めております。

そして先ほど芦澤議員が会議室等で温泉会館を使うということで、それがなくなると困るという意見も聞いております。また温泉会館がなくなることによって日帰りのお客さんが各旅館、ホテルに入るから必要ないというこんな意見も聞いておりますので、そこらへんを含めた中で

アンケートの集計をしたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

2点、お伺いいたします。

1点は、同僚議員が先ほどお尋ねした9ページの2款1項19節の空き家の対策。ご答弁の中で政策室長は豊岡と同じような感じということをお聞きしましたので、お聞きしたいんですけども、お聞きする内容は本町は従来、空き家バンク制度の施策を現在もおしまいにしていなくて続いていると思います。過日、梅平地区で私ども議会と住民と懇談会をした中で豊岡の方から豊岡で農業をしたいということで清子地区に入ってきた人の住宅を探すのに大変苦労したと。十分ではなかったけどもとりあえずというようなことで、その話の前に実はどこか家を探してくれないか、個人的に私どものところへもその方がお願いにきました。答えるのに、空き家バンクがどうなっているのかということまでちょっとお答えできないものですから、町でもそういう方が入ってくるにつけてはできる限りのご面倒をみる努力はしていますよと。たまたまその方に合ったような家が見当たらなかったのではなかろうかというふうなことで話し合いは済ませていたんですけども、質問の内容1つは空き家バンクの制度どういうふうになってしまっているのか。そして新たな曙地域の農業体験の形で募集をしてくる。それは空き家バンク制度とどういった絡み合いの中で精査した上でやっていくのかをお聞きしたい。

もう1点は16ページの10款1項の13節下中解体工事の4千万円あるんですけども、この工事内容、私どもから考えると解体工事4千万円いくらというのはいろいろな解体と同時に違う形のことも考えながらこういう金額がかかっているのではなかろうかと思っておりますので、そういう観点からご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは穂坂議員さんの質問にお答えします。

町では空き家情報登録制度、通称空き家バンク、これも現在継続しております。ただ町民の皆さまには広報みのぶなどを通じて登録を呼びかけておりますが、なかなかその登録に結びついていかない。そういう状況の中で、ぜひ地域に入って実際地域の皆さんに空き家を探していただきながら、その空き家について情報提供をしていただこうと。そういう形の中で昨年豊岡地区に新たな住まい手と地域のマッチング事業を行いました。

3月の一般質問の中でもちょっと答弁させていただいたんですが、実際に空き家が多そうであるという大城と相又と横根地域を対象に調査しました。一応23棟の空き家が見つかりましたが、その所有者の皆さんにぜひ空き家を貸してくださいというお願いをしたんですが22戸は断られたと。1戸についても非常に壊れていて直さなければいけない。

ただそういう中で空き家バンクのほうにも1戸登録があったり、また雇用促進住宅を町有住宅ということで町が買い上げて今、そちらもかなり空き家があるということで、この豊岡地区のマッチング事業の中で、東京の立川のほうで身延暮らしセミナーを實際やらせていただいて、

そのときに21組25人の方がそのセミナーに来られて、そのうち2組5名が身延に来られまして実際空き家を見たり町有住宅をご覧になって、そのうちお一人の方が実際町有住宅に入りまして稲作1反3畝と畑を1反歩やると、そういう成果に結びついております。

なお、空き家バンクのほうにつきましても昨年度、空き家が3棟ありましたが、そのうち2棟2世帯4人が入居したという状況で非常に需要はたくさんあると。供給が間に合わないということで今年度、豊岡地区と同じ方式を大須成地区と曙地区、古関地区において行い、さらに空き家バンクを加速させるために緊急雇用創出事業を使って全町から空き家を全部ピックアップして、その所有者に家を貸していただけないかというそれを結果的に結びつけて、それを空き家バンクのほうに登録していこうと思っています。緊急雇用創出事業のほうでは空き家バンクのほうに登録して、移住者を募るとそういう2段階で進んでいこうと思っています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

16ページの教育委員会費、下山中学校解体工事4,620万円の内容についてご説明をさせていただきます。

まず今回、取り壊しを計画しております内容でございますけども、昭和33年に建築いたしました木造の校舎本体、それから同じく昭和42年に建築いたしました、これは鉄骨造りでございますけども屋内体育館、それから昭和36年に建設いたしましたプールならびにプール付属等、主なものといたしましてこの3つの解体を予定しております。

主な校舎ごとの事業費でございますけども校舎等が1,154万円、それから屋体が839万1千円、それからプールが454万5千円、それから仮設工事でございますけどもこれが489万5千円、それから改修工事といたしまして、下山小学校との境につきましてネットフェンスを設置する計画でございます、これが559万4千円でございます。合計いたしますと3,496万5千円となるわけでございます。残りの1,123万5千円につきましてはアスベスト含有調査いわゆる石綿の含有調査。もし含まれていた場合についてはこれを撤去するというので、これにつきまして1,123万5千円を見込んでおります。

なお、アスベストにつきましては含有されていないという状況であれば、この1,123万5千円につきましては工事の執行は行わないという形になります。合計いたしまして4,620万円という内容になっておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1点目の政策室長のご答弁でよく分かったんですけども、要は簡単にというと申し訳ないんですが、われわれの頭の中で整理しているのは空き家バンクの登録も少ないし、なかなか思うようにその施策の成果が上げられない。それを進化させたような形で、この曙地域の農業体験というものを材料に空き家を利用して他町村からの流入化の対策というように解釈してよろしいんでしょうか。まず空き家バンクというのをやっているんだから、そこに登録していただければいい話なんだけど、なかなか登録する方がないからアクティブに働きかけてやっているよ

というふうな考えでいいんでしょうか。なんかそのへんが、空き家バンクは続けているんだけど、それとは別にといわれるとちょっと整理がつきにくい。それで住民の皆さんに聞かれても空き家バンクの登録制度があるんだよ、そこに登録してくれよ、こっちも一生懸命探しているんだよと。そこにはないもので紹介できないんだよというような説明は整理してできるんですけども、そういう形でいいんだろうかという点。再度。

学校教育課長、今のところまったくよく分かります。新しい、本当にこの4千何百万円は解体に関する経費だよということでございますね。よく分かりました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

空き家バンク制度は現在も続けております。広報等にもぜひ空き家を提供してほしいとその呼びかけもさせていただいております。これにつきましては皆さんぜひこちらにあったり、あちらにあたり空き家があるぞという情報をお伝えいただきながら、この家は貸してもいいというような話がありましたら町のほうで出向いていきまして登録をするよう努力したいと思います。

それは今ホームページにもしっかり掲載されておりまして、ここ1カ月に2世帯ほどその空き家を見に来られて交渉中になっている空き家もあります。これはそのまま続けていきます。さらに緊急雇用創出事業で空き家をまずもっと探してみようということで、国の緊急雇用をもらって探します。そしてそのほうは空き家バンクのほうに全部登録しようと思っています。2段階で別の事業としてやるということで、両方継続しているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

3点についてお伺いします。

同じような質問なんですが、この9ページの交流推進支援事業の補助金この200万円のいわゆる使い道と申しますか、こういった形でどこへ補助金として出すのか。

それからもう1点はこの計画に基づいて、大須成、曙、古閑等をこれから調査するわけですが、調査した段階で例えば、今言われるように空き家バンクへ登録して入居をしたいというような人たちの条件、年齢条件はどのようになっているのか。

それからもう1点。16ページの13節の委託料ですね。この中学校の外国語指導業務。これは説明ですと、民間会社へ委託というような説明でしたが、その委託の内容がどのような内容であるか。それからもう1点。静川小学校の閉校記念事業の補助金400万円。この補助金の内容と、それからいわゆる今後に向けての静川小学校の今現在、どのような経過で進められておるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

200万円についての支出先なんですが、その前に7ページを見ていただきたいんですが歳入の諸収入、雑入のほうに200万円。こちらに移住交流地域支援事業助成金ということで、こちらのほうは財政課長から予算の説明のときに財団法人 地域活性化センターの助成を200万円いただいて、それをまた9ページのほうで支出すると、そういうことでご理解いただきたいと思います。

それにつきましては、昨年豊岡地区において新たな住まい手と地域のマッチング事業を行いましたから、そのときの費用は山梨県も加入しております山梨二地域居住推進協議会から支出していただいております。去年、豊岡地区でやられた事業については山梨県が加入しています山梨二地域居住推進協議会から支出していただいております。その財源は県と国からの補助金とその協議会に出しております。今年度同様な事業を大須成、曙、古関で行いたいと思っていましたが、その推進協議会に国からの補助がなくなったと。非常にそれだと困ったなということで山梨県と身延町で財源を探しました。それで財団法人 地域活性化センターの助成制度を活用することになって200万円それを申請したところ、今回200万円の助成が決まったと。それで歳入のほうに計上させていただきました。それでその200万円をそのまま今度山梨二地域居住推進協議会に補助金として出しまして、その200万円と山梨県からの補助金と合わせて400万円強になるんですが、その費用を使っていただいて、大須成、曙、古関地域の二地域居住を進めると。そんな形でご理解いただきたいと思います。

この400万円等の使い道なんですが、空き家の実態調査を地域の皆さんからこんな空き家がありますという一覧表をいただきましたら、その空き家の詳細な図面をつくったり、この空き家は耐震がどうなのかとかいろいろ調査する、その調査費用とか、あとそれらを先ほど豊岡地区でも話をしましたように、東京のほうにセミナーを開催して東京の方たちにこんな空き家がありますと。あとはその方たちにこちらに来ていただいて空き家を見ていただいて、そんな費用等にかかる予定です。すべては町がお金を出さず、その協議会のお金でやる予定です。

どんな人たちに入っていただくかということなんですが、空き家バンクのほうは貸し手と借り手がいて、地域へあまり関わり合いがなく入っていただくということなんですが、このマッチング事業のほうはまず地域に行って、まず地域の皆さんに空き家があったらどういう人たちに入っていただくかという条件を提示していただきます。例えば区費とか組費はしっかり出してもらおうとか、あと地域の行事には必ず出ていただくとか、その他いろいろな神社等の清掃作業とか、それらのこういう行事にすべて参加していただく人たちに入っていただきたいなという条件をまず提示していただくような形をとります。それでこの二地域居住のときには、東京のセミナーのときにはそれらの条件をクリアする人たちに入っていただく。そんな形をとる予定です。だからどんな条件があるか、これから地域に出向いて地域の方たちからいろいろ話を聞きながら、その地域によって条件が変わってくるそんな状況になります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

16ページの委託料と、それから19節の負担金補助及び交付金でございますけども、まず

委託の内容でございます。これにつきましては中学校におけるALT、英語指導助手の業務の内容を委託するものでございます。現在は自治体国際化協会というところのJETプログラムという内容を使いまして、ALTを雇用している状況でございます。最近の流れといたしまして民間業者にこれを委託して、非常に優秀な指導者によってより高い教育が実施されるという状況でございます。近隣でも南部町であるとか市川三郷町等々、こうした流れの中にあるわけでございます。今回7月に1名帰国するJETプログラムの内容のものがありまして、そのあとにつきましてはぜひこういった形で民間の優秀な能力を持った日本語の能力も高く指導力も非常にある、そういった指導者これへの業務を委託したいということで計上させていただいたものでございます。

それから補助金の400万円でございますけども、これにつきましては前回の3月議会で静川小学校の廃止の条例を可決されまして、それ以降、地域の意向等を確認してきたわけでございますけども、静川小学校の閉校にあたっての記念事業を実施したいという意向がございました。それに基づきまして今回、補助金としまして予算要求させていただいたものでございます。内容につきましては記念誌の発行、それから記念碑の建立、それから記念式典等の事業それらが主な事業の内容となっております。

なお、5月30日に第1回目の記念事業実行委員会が開催されまして、役員構成等がされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

先ほどの交流推進事業、この事業、政策室のほうで入居の条件とすれば年齢条件は別に加味していないわけですね、これは。

それからもう1点。先ほどの委託料の民間会社への委託。中学校の外国語指導業務ですが、過日やはり同じような形でもって中学校の英語教諭を民間会社へ委託した例の放送がありました。その中で結局、民間会社というのは営利を目的とし、いわゆる事業を展開するわけですから、せっかく慣れた指導の先生に結局、時間給で民間会社も指導者を雇っているということから賃金が安いからといって辞められてしまうと。次に来た指導者はまた2、3回来たら辞めたというような放送がされました。これは教育の一環として、こういった問題も当然これは契約する以上は民間会社との契約内容にそういった条項を加えておかないと、おそらくそういったこともあとあと生じるのではないかと懸念されます。ですからこの民間会社との委託契約が細部にわたってどのような内容であるか。そのへんは教育委員会として確認する必要があるところと思うわけです。

それから静川小学校の記念事業について、事業経過については先ほど説明をいただいたんですが、統合に向けての子どもたちの交流事業がどのような経過でなされているか。結局、交流事業と同時に3月議会において廃校条例を制定したんですが、静川小学校と西嶋小学校は対等の統合だと。いわゆる対等統合である以上は西嶋小学校も廃校条例、いわゆる条例の中でいったん廃校して、そして新しい小学校としてスタートすると。これが基本ではなかろうと。この点についても伺いたいします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

空き家バンク等については年齢制限はやっておりません。ただ二地域居住のほうにつきましては、これから地域の皆さんと相談する中で、いろいろ若い人だとかリタイヤした人がとかそういう話も出るかもしれませんが、そのあたりは地域と相談しながらということになります。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

委託の関係でございますけれども、先ほど議員さんからご指導をいただいた内容につきましては十分契約内容等に盛り込む中で今後進めてまいりたいと考えております。

それから西嶋小学校、静川小学校の統合につきましては、これは対等の統合であるというご指摘はご発言のとおりでございます。現在、統合準備委員会におきまして、そういった対等の統合という条件の中で、校名等も含めてご協議していただいている段階でございます。教育委員会といたしまして、それらを十分踏まえる中で判断をしてまいりたいと思います。ご発言の内容につきましては、統合準備委員会の方向性等にも関連する事項でございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

交流事業につきましては校外学習等で静川の児童が西嶋小に行きまして、一緒に校外学習をしたりとか、それから前から申し上げているんですけども、修学旅行等につきましては一緒に行っておりまして、旧来からかなりの交流は行っております。

なお、現状におきましても両校の校長がさらに交流を深めるための事業を検討している段階にあるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はありますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いくつか質問したいと思います。

まず今回、当初でも出ていたんですけども、子ども手当が出ていますけども、これは一般の人たちの場合は民生費の扶助費に入っていますよね。職員の場合、この手当の中に子ども手当というふうに入っているんですけども、これは性質別でいくと人件費に入るのでしょうか。そのところがちょっと分からないのが1点。

それから13ページで静川保育所で賃金が今回、人件費の増減があるんですけども、この賃金の額がちょっと大きいような気がするんですね。この時期、なぜここにこれだけの大きい額が出てきたのかというのが2点目。

それから3点目は先ほどの静川小学校の閉校記念事業の補助金に関してなんですけども、その統合準備委員会の中で、町は対等、平等合併だというふうにいっているんですけども、これではそうではないんじゃないかという話が出ているとか、やっぱり町民の中でも地域の人たちを中心にとて対等とは思えないというような意見も出ています。そういうような意見がどういうふうに出ていて、どういうふうこれから処理しようとしているのかというのが1点。

それから先ほどから中富中学校の学力向上指定校の問題で、講師ということで報償費が出て

いるんですけど、これは子ども向けの講師なのか、あるいはそれを指導する先生方の講師、というような講師を予定しているのかというのが1点。

それから最後に教育費の中の体育施設費で、一番最後、遅沢のグラウンドゴルフの水道加入負担金というのが出ていますけども、今、この時期になぜこの負担金がここに出ているのかという5点ですかね、お答えをお願いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず子ども手当の関係ですが、渡辺議員のおっしゃるとおり、これは人件費に性質別としてはなりません。ただし人件費ですが、国からいただいてそれを交付するという、内容は特定財源ということで、国からいただいたものを職員に給付するという形のものでございます。この部分につきましては子ども手当の法律の中で特例法がございまして、公務員についてはほかの子ども手当と違って、役場関係とかそういうところで支給をなさいということになっておりますので、こういう形で支給をしているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

渡辺議員さんの静川保育所の臨時職員の賃金の減、このことについて説明させていただきます。

新年度の賃金等をやる場合にはその旧年度、例えば23年度の賃金を盛るときにはたいてい22年度の人数で次の年度の予算を立てます。そして新しく異動等があった場合に6月の議会で補正をして調整をするということでありまして、このことは臨時職員についても言えることでありまして、この静川保育所の臨時職員の賃金につきましては、平成22年度は障害のある園児、この子のために採ったものでございます。そのほかに各保育所臨時の保育士さんがおります。そういったことを含めて異動があるために新年度当初では削らなかったということがございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

まず、静川小学校と西嶋小学校に関する質問でございますけども、対等合併というものをどのように捉えるかということでございますけども、これにつきましてはいろんな考え方があるうかと思えます。渡辺議員さんがおっしゃったようなご意見を持つ方もありますでしょうし、ほかの考え方を持つ方もあろうかと思えます。そういったいろんな考え方の中で、それらを含めて統合準備委員会におきましてもそのへんのことの話し合いをしていただきまして、それらをつまえる中で今後の方向性を付けていきたいと、このように考えております。

それから17ページの講師の報償費でございますけども、この講師につきましては生徒を直接指導する講師ということではなくて、教師を指導する講師であるということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは19ページの体育施設費の19負担金補助金に関係ですけども、その他の負担金として5万3千円。遅沢グラウンドゴルフ場の水道加入負担金でございますけども、これはこれまで遅沢集落水道の余った水、余水をいただいていたわけでしたが、遅沢地区の水道が整備されたということで加入負担金、本来は当初で計上させていただくべきでございました。当初の段階で計上のミスがありまして、今回、新たに加入負担金として計上させていただいたわけでございます。どうもすみません。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

子ども手当の件なんですけども、そうすると職員の人件費というと、かなり人件費が伸びてしまうというふうに思うんですけども実質どうなのかなと。国の方針でそういうようなことなのか。でも人件費をなるべく抑えるというふうに言っているにもかかわらず、これがボンとくる中で、ほかの人は扶助費なのに職員だけほかの企業とかそういうところは全然、一般の人と同じように会社でもなんでも申請をきちっとしてもらおうということだと思んですけど、職員だけこの人件費に入っているというのがちょっと。これで人件費が上がってしまうのではないかという心配もあって、ちょっと会計の処理が適正な処理ではないかなというのを感じました。

それと臨時職員の賃金なんですけど、その障害を持っている子どものための保育士さんということなんですけども、その子どもに関わる保育士さんが、来年以降、その子どもがどうなるかということ働いてもらえるかどうかということに関わってくるんですけど、もし小学校に入学するんだったらいらぬしというようなことで、ある程度めどはついているのではないかなと思うので、ここでその人がどうなるかというのは予算の段階で分からなかったのという疑問があるので質問させていただきました。

それと静川小学校の補助金については、やっぱり町民の方からも準備委員の中からも町が今まで言っていることとやっていることが違うのではないかというご意見も聞いていますし、私たち今まで合併、統廃合ということだと廃校になっていくほうのところ大体合わせる。いくら対等、平等といってもそういうふうな今までの前例があるので、そういうふうになってしまうのかなという思いはあったんですけど、やっぱり地域の住民の方たち、特にこの静川小学校に関しては、きちっとした住民説明がなされていない中で決められたということで、そういうわだかまりとか話し合いのきちんとしたものがなかったゆえにそういうことがいろいろ出てきているのではないかなというふうに思うんですけども、その統合準備委員会の中で、そこの中には教育委員会も入って話し合いをされると思うんですけど、教育委員会としてはどういうような方向でやっていくのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

たしかに子ども手当がたくさんになれば人件費が上がってしまうことはたしかです。ただ、この特例は今までの児童手当、子ども手当の前の段階のときも役場の職員は役場で支払ってい

たということで、そのへんのところは変わりません。昨年、おとしと子ども手当が制度としてできた部分では多少金額が増えたかもしれませんが、これは国の制度でやることですので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

議員さんがおっしゃいますように、たしかに障害者の園児のためにという形で雇ったものですから、その子どもがいつ辞めるかというのはあらかじめ分かっておりました。22年度1年間だけでした。そのためにその方をお願いして賃金をとったものでございます。ですからそのため、ある意味では最初からやり直せばよるしかったわけでございますが、ところがほかの臨時職員との関係、いわばちょうど新しく予算を立てるときに、諸般の事情でここで辞めるというふうな臨時職員もおりました。その関係でとりあえずこの金額は残しておいたわけです。もし、このままいければ逆な形が、今度臨時職員の賃金を増やさなければならなかったかも分かりません。そういった他の臨時職員との異動等の関係の中で、そのままの賃金として残したわけです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

統廃合に関係したことでございますけども、教育委員会としてどのように対応していくかということでございます。これにつきましては先ほど来よりご説明させていただいておりますけども、やはり両校関係者からなる統合準備委員会この中において、先ほどご発言があったような事項も含めて議論を進めていっていただき、統合準備委員会としての方向をいただき、教育委員会それらを十分尊重する中で最終的な結論をもっていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第50号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第51号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第52号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第53号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

53号なんですけども、簡易水道の管理費で役務費で、ここに小さい数なんですけども保険料9千円。それからその下の一般管理費で自動車損害保険料で2千円。数は小さいんですけどもこれがちょっと私、理解できないんですけども、当初を見てみると上が5万8千円、下が1万3千円ということでそれなりに出ているんですけども、少ない数の補正を組んだ理由を教えてください。

○議長(望月広喜君)

水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

ただいまの質問にお答えをいたします。

損害保険の金額でございますが、これにつきましては制度の改正によりまして金額の増になっております。管理費につきましてはですが、この9千円につきましては4台の車の保険料でございます。それから一般管理費の2千円につきましては1台の車の保険料であります。

以上であります。

○議長(望月広喜君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

この制度の改正によるということなんですけど、こういうのは全然、事前に分からなかったということなんですか。それだったらほかの項目でこういうのがないというのがちょっと私は不思議なんですけれども。

○議長(望月広喜君)

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

公用車の車検等のときに損害賠償保険がございまして、この保険が2千円ばかり1台につき上がったということでございます。それでは12月の予算を作成することにつきましては各担当課に来年度の予算の説明会の折に保険料はいくらで設定してください。あるいはガソリンは1台何リットルまで。あるいは重量税はいくらですということでも通知を申し上げるところです。財政課といたしましても、来年度の予算づくりに11月に説明会がございまして、そのときの資料で予算を指示いたしました。ところが年が明けて4月から損害保険料が2千円ばかり上がってしまったということで、今回のような形になってしまったわけであります。

それからもう1点。一般会計はどうするのかと、ほかの車はどうなるのかというようなことでもございますけども、役務費にそれぞれ保険料、例えば役務費でございますが電話料とかいろいろなものを予算計上してありますので、軽微な変更ということで予算流用等をさせていただいた中で予算の執行をしているのが現状でございますが、たまたま特別会計の場合はその予算しか計上していないということで流用が難しいというようなことで、今回予算計上をさせてい

ただいたということですので、ご了承を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第54号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては議員提出案件でありますので、質疑・討論は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

よって、請願第1号については質疑・討論を省略いたします。

議事の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

報告第1号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第2号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第48号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第49号について、討論を行います。

討論はございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第1号）

10款教育費、教育委員会費の中の12節静川小学校閉校記念事業補助金について反対討論をいたします。

平成23年度第1回定例会での静川小学校の廃止の条例について反対討論でも述べましたが、全体計画を示さない中で1中2小だけ決めて、前期計画を強引に推し進めるやり方、そして広く町民に諮るべきなのに地域住民への説明さえも十分にされなかった静川小学校の廃校には賛成することができません。

以上の理由で、この予算には賛成できません。

○議長（望月広喜君）

次に賛成の方、どなたか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

どうも隣同士で賛成討論はやりにくいんですが、今の反対討論を受けての賛成の理由を申し上げます。

これは閉校記念事業400万円、豊岡もそうでした。それぞれのところが今までもそう。全体計画を示さないまま進んできている中身で、現実、統廃合が可決されてきて、住民の皆さん不承不承であった方もあるだろうし、賛成だった方もあるだろうけども、そういう中で閉校記念をやりたいという中の予算でございますので、学校統廃合問題の反対・賛成ということの中身のものではないと。このものは賛成をしたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

他に討論がないので、討論を終結いたします。

議案第50号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第51号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第52号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第53号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第54号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

これから、報告第1号および第2号について承認を求める件について採決をいたします。

この2件については、挙手によって行います。

報告第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって報告第1号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって報告第2号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第48号 身延町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第49号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第50号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第51号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第52号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、

原案のとおり可決決定いたしました。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第53号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第54号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

挙手少数でございます

よって請願第1号 「子ども、子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出についての請願については、不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時45分

平成 2 3 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 4 日

平成23年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成23年6月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続調査

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程

追加日程第2 追加提出議案の説明

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑

追加日程第4 追加提出議案に対する討論

追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
10番	草 間 天	11番	福 与 三 郎
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 日 向 英 明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

総務課長	赤坂次男	会計課長	串松文雄
財政課長	笠井一雄	政策室長	丸山優
町民課長	佐野文昭	税務課長	佐野勇夫
身延支所長	千頭和勝彦	下部支所長	渡辺明彦
教育委員長	千須和繁臣	教育長	佐野雅仁
学校教育課長	近藤正国	生涯学習課長	佐野正美
福祉保健課長	依田二郎	子育て支援課長	稲葉義仁
建設課長	藤田政士	産業課長	竹之内強
土地対策課長	滝戸文昭	観光課長	熊谷文彦
環境下水道課長	樋川信	水道課長	遠藤庄一

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 依田光太
写真係 日吉康

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

町長はケガのために、欠席届が出されております。

日向君は入院のために、欠席届が出されております。

なお、日吉主査が広報編集のために議場を出入りすることがありますので、ご承知を願います。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は、4名であります。

まず通告の1番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って、質問を行います。

はじめに、このたびの東日本大震災により被災された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆さま方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、このたびに未曾有の大地震と大津波によりまして、壊滅的な打撃を受けた東京電力、福島第1原子力発電所の事故により原発の安全神話は完全に崩壊いたしました。1966年に商業用原発の灯がともされてからおよそ半世紀が経過し、全国に現在54基の原発が設置されているそうです。今回の事故で原発の安全神話は完全に崩壊いたしました。

本町には直接的な関わりはありませんが、浜岡原発の問題もあり、町民の多くは関心を持ってこの問題を見つめております。今後の原子力発電には未来と可能性があるかと思うかどうかという原初的な問題につきまして、町長のお考えをお聞きします。よろしく願います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

町長は本日、欠席しておりますので、町長の答弁の思いを代読し、答弁とさせていただきます。

東日本大震災で亡くなられました1万5千人余の方々のご冥福をお祈りするとともに、原発事故により、避難生活を余儀なくされております皆さまに心からお見舞いを申し上げます。原

発事故の一日も早い収束を願わずにはおれません。

さて福島第1原発事故についてであります。私は原発に対する知識を持ち合わせておりませんので、事故原因について申し上げることは差し控させていただきますが、現在は事故調査検証委員会委員長に就任しております畑村洋太郎東大名誉教授が委員長就任前にまとめた5月30日、日本経済新聞掲載の記事の中で、畑村名誉教授は東日本大震災で津波被害や福島第1原発事故を拡大させた背景として共通するのは自然や原子力という、本来制御しきれない対象物を完全に制御できると人間が考えたことではないかと言っております。

また、原子力はエネルギーを取り出すには大切だが、ものすごく危ないものだとこの前提で付き合うべきだった。完全に制御することはできない上、いったん制御が外れると暴走を止めることは容易でないことを認識しておくべきだったとも言っております。

さらに安全性の実現手段には人間がセンサーやシステムを使って危険を回避する制御安全と事故が起きて製品や機械そのものが安全な方向に働くよう設計されている本質安全がある。福島原発も当初は本質安全の考え方を取り入れていたようだが、コスト削減や効率性の観点から、制御安全の考え方に変わっていったのではないかと聞いています。

そして原発の今後については、次のように言っております。日本が原子力を使わずに生きていけるとは思わない。1950年から1960年代、日本は電気がほしくて仕方がなかった。世界銀行から借り入れまでして完成させた黒部ダムが発電能力は34万キロワット程度だ。これに対し原発は1基で100万キロワットを超えるものもある。原発の将来像を描く際には前述した本質安全の考え方を取り入れなければならない。失敗に学んだ原子力の造り直しが求められている。日本にはその力があると思うと結んでおります。

原子力については、人間が完全に制御できないことを念頭に置いて、事故が起きて地域住民にその火の粉が及ばないように、本質安全第一で原発のマスタープランを描くべきと考えます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今日、本人がいらっしゃいませんので、再質問は差し控えますけども、本当に安全ではないということがはっきり証明されたと思います。言ってみれば、全国に54基の核兵器が格納されているのと同じような感じで捉えておりますけども、今回も発電所の炉心溶融とか、あといわゆる大気汚染とかそういうふうなことが現実に起こっておりますので、そういうものを見ると、ちょっと今後の原子力発電には私としては疑問があるという基本的な考え方です。

資源の少ないわが国では水力とか火力に発電能力の高い原子力を加えて多くの電力需要を賄ってきたわけです。自民党政権時代にはCO₂排出を抑制するコストが比較的安い、安全性にも問題はないという理由をもって、むしろ原発が推進されてきております。

わが身延町におきましては昨年度、身延新エネルギービジョン構想ということで調査が行われたようです。新エネルギーとして小水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス木質資源熱利用発電などが検討されたそうですが、危険な原発、有限な化石燃料を使用する火力発電からCO₂排出を抑制し、コストが比較的安く安全性にも問題がないという自然エネルギー、再生可能エネルギーを活用していくことこそが今後必要であるというのは多くの町民また国民に

支持されるものであると考えますけども、これに対する町長の所信をお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

先ほどと同じようにお答えをさせていただきます。

先ほども申しあげましたように、わが国の経済活動や私どもの生活の中で、電力の安定供給は大きな課題であります。東日本大震災に伴う計画停電を考えても然りであります。だからといって、原発を無条件で容認するつもりはありません。原子力も自然の力と同じで、人間が完全に制御できないことを念頭に、万一事故が発生しても地域の皆さんに火の粉が及ばないことを最低条件に考えるべきであると思います。また、自然エネルギーや再生可能エネルギーの使用については大変素晴らしいことではありますが、これを取り入れる私どもが経済的に成り立つことが絶対条件になると思います。

したがって、国や大学、さらには機器メーカーの官・学・民が連携を取り合って、私どもが喜んで使用できる環境の構築が必要だと考えます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

たしかにおっしゃるとおりだと思います。経済的に成り立つかということと、要するに費用対効果ということを考えていかなければならないことは間違いないんですけども、一方原発のほうには非常に危険が伴っているということが常にあるということを常に確認していかなければいけないと思います。

続きまして、身延町新エネルギービジョンの概要版というものを今回、全員協議会の中で説明していただきましたけども、それに関しまして質問させていただきます。

まずはじめに、この身延町新エネルギービジョン概要版の作成過程と、その内容について質問します。

平成22年度予算で日本審査機構に651万円の委託金。それから委員報酬に32万4千円というものが計上されております。この委託内容と費用の内訳について説明を求めます。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、お答えをいたします。

当初、地域新エネルギービジョン策定業務委託料として651万円を当初予算で計上しましたが、入札差金により252万円を3月補正で減額しましたので、実質399万円の予算となっております。内容につきましては、主なものを挙げますと地域のエネルギー消費構造調査、新エネルギー賦存量調査、アンケート調査、新エネルギー導入可能性の検討調査等であります。

また報酬につきましては、当初32万4千円計上しましたが、実際の委員さんの出席日数と人数の精査により17万円を3月補正で減額し、15万4千円の予算となっております。内容につきましては、委員さん14名のうち6名の委員さんが報酬を辞退されましたので、8名の委員さんの報酬であります。委員長さん分が5日の出席で日額5,800円で2万9千円。委

員さん分が7名の方の総出席日数が23日で日額5,400円で12万4,200円。合わせて15万3,200円となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はじめの予定よりもずいぶん安く上がったというふうに思われますけれども、このはじめの委託金の651万円という計上は、これはNEDO・独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構というところからの補助金であり、これが昨年度限りで打ち切られるという予定になっていたということで、この事業を昨年度行ったというわけですけども、これは急きょ立ち上げることになったのかどうか。この点についてお聞きします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えいたします。

身延町では、平成18年に身延町地球温暖化対策実行計画、また平成19年には、第1次身延町総合計画において、行政、事業者、町民が一体となり、地球温暖化対策に取り組むこととしました。そこで、平成22年度で地域新エネルギービジョンの策定を計画しましたが、各種事業を導入するにあたり、本町では財政的にも国や県の補助金、交付金の利活用が必要不可欠でありまして、町の単独費用で策定することよりも補助金をいただいて策定することを検討していたところ、経済産業省から事業を移管されております独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOというんですが、NEDOの補助金がありましたので、今回その補助金を活用して地域新エネルギービジョンを策定したものでございます。

なお昨年、当初予算に委託料を計上した時点におきましては、地域新エネルギービジョンの補助金が平成22年度で終了するといったような話はございませんでした。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは補助金の制度がなくなったのが、その予算を計上したあとに分かったということなんですか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

そうでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いずれにしても、この新エネルギー事業というのは、先ほど申し上げましたように、非常に望まれている事業でございまして、化石燃料はいずれ枯渇するということが予想されます。持

続可能な社会を構築するということが、われわれに課せられた大きな使命であるというふうに考えておりますけども、補助金がすべてなくなるということではないと思うんですが、NED O以外の機構とか、あるいは関連省庁からの補助金はすべてなくなるということなのか。あるいは今後も利用できるということなのか、その点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えします。

先ほどのNED Oの補助金につきましては、新エネルギービジョン策定にかかる補助事業の終了ということで、今年の2月ごろNED Oから連絡がありまして、正式には23年度以降、ビジョンの策定にかかる補助事業はないという連絡でございました。しかし新エネルギーに関する補助事業につきましては、今後も環境省、農林水産省、林野庁や一般財団法人新エネルギー導入促進協会等で行っておりますので、実際、実施にあたっては国や県の補助事業を活用したいと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今回の調査で第1段階は終了して、今後は具体的な取り組みに向けて事業計画策定のための第2・第3段階に進むことが予想されるわけですけども、この第2・第3段階をどのくらいの時間で結論に導いていくのか。おおよそのタイムスケジュールが分かればお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

第2段階の重点ビジョンの策定につきましては、具体化に向けての検討であるため、平成23年から24年にかけて検討していきたいと考えております。また第3段階につきましては第2段階での検討結果と社会情勢を見ながら時期を見極めていきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大体24年ですか、来年度で第2段階が終了して、その後に実施の段階に移っていくということだと思いますけども、非常にこの調査結果が多岐にわたっておりまして、どれを選択するのかということは今から確認していくというか決めていくことになると思うんですが、いろんなエネルギーの選択のもととして、概要版の5ページには町民と企業への意識調査についてのアンケート調査の結果が出されております。町民への配布数が310、回収率45.6%ということで、計算上でいくと141人が回答したという。これは町民の1%にも満たない意見に過ぎないということで、ちょっと疑問があるんですが、果たしてこのアンケート調査が適切であるのかどうかということに対することをちょっと疑問に思っているんですが、そのへんの判断はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

町民アンケートにつきましては配布対象を世帯としまして、平成22年8月31日現在の世帯数は6,216でありまして、アンケートの配布数を決める場合につきましては統計学上、全体の5%を対象として行うのが一般的といわれていることから、6,216世帯に対しまして5%の310世帯を調査対象としました。また策定委員会等でも年齢配分して、幅広い年齢層の人から意見を聞いたほうがよいという意見から、18歳から年齢層を均等に分けてランダム方式で、なおかつ3地区の人口比率でアンケートを実施しましたので、この調査については適切なものと判断しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

統計学的に適切であるということでございますので、これを信用することにいたしまして7ページの新エネルギーの導入状況というのも、このアンケートによって数字が出ているわけです。これもちょっと実際、実数とはまったくかけ離れているのではないかなというふうに思われますが、太陽光発電の導入状況、太陽熱利用の導入状況、風力発電、木質バイオマス利用とかそういういろんな、ここに12種類の新エネルギー導入状況ということの結果が出されているわけですが、これはちょっと先ほども申し上げましたように、数字的に非常に少ない数字をここへ当てはめているということなので疑問があるわけですが、実際にこの数字を信用していいのかどうか、その点についてどういうふうにお考えかお聞きします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

はじめに7ページの新エネルギー導入状況でございますが、事業者への意識調査でありまして48事業所のうち28事業所からの回答によるものでございます。すでに導入しているものについては太陽光発電が1、ヒートポンプ1、燃料電池1、クリーンエネルギー自動車2。また導入する予定については太陽光発電が1、クリーンエネルギー自動車4。導入する可能性があるというものについては太陽光発電3、太陽熱利用4、風力発電1、木質バイオマス1、BDF利用が1、小水力発電が2、温度差熱利用が1、ヒートポンプが3、燃料電池が2、クリーンエネルギー自動車が7となっております。

今後、新エネルギーの普及により設備費等が安価になれば導入も進んでいくのではないかと考えております。

また8ページの利用可能量については賦存量でありまして、それぞれの利用可能量がすべて導入可能と仮定した場合を世帯数に換算しますと、熱利用可能量では木質資源が5,566世帯分、可燃ゴミが2,062世帯分、太陽熱利用が997世帯分、農業廃棄物が417世帯分、浄化槽汚泥が51世帯分、廃食油が48世帯分、下水の汚泥で10世帯分。

発電利用の可能量でございますが、これにつきましては太陽光発電が1,077世帯分、木質資源が1,017世帯分、可燃ゴミ377世帯分、農業廃棄物が76世帯分、風力発電が23世

帯分、浄化槽汚泥が9世帯分、廃食油が9世帯分、マイクロ水力発電が2世帯分、下水汚泥が2世帯分となります。ここで熱利用としては木質資源、発電利用としては太陽光発電が賦存量としては多く存在するというような調査結果でございます。

なお、利用可能量は施設の設置コストや資源の回収方法等、現実的な問題は考慮していない数値でありますので、実際導入する場合においては、経済性や国の制度等を考慮する中で検討しなければならないと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、この資料で掲載されている数字は参考程度にしてくださいよということなんではないかな。それともこれをもとにして第2段階に進むということなのか。その点について伺います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

これらの調査を基本に町民アンケート、また利用可能量等をもとに第2段階へ進んでいきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

一応、この調査ずいぶん、私とすれば安上がりできていなというふうに思ったんですが、この調査の結果をすべて信用していかなければ事業が成り立ちませんので、これはこれで信用していくことといたしまして、この調査結果をふまえて今後の方向性についてどのように考えているのか、町長のお考えをお聞きます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

今回は、本町での新エネルギーを普及するにあたり、可能性がどのくらいあるのかを大筋で調査・検討していただいたものであります。今後は原発事故を受け、国の自然エネルギー推進の動向も見ながら方向性を検討していく必要があると思いますので、第2段階での重点ビジョンの検討が重要になってくるのではないかと考えております。

また、新エネルギーを推進していくためには町民の理解と参加も必要でありますので、新エネルギー導入の際の支援制度も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは新エネルギーの導入可能性ということで具体的に聞いていきたいと思っております。

これは山梨県の太陽光発電設備設置費補助金制度のご案内というもので、山梨県地球温暖化防止活動推進センター、NPO法人フィールド21というところで出しているもので、一町民

から私のところにこういうものが来ているよということでしたけども、これによりますと山梨県の市町村においては、今のところここに18市町村が住宅用太陽光発電システムに対する補助金を出しているということでございます。実際に本町で太陽光発電を導入している家庭が何戸で発電量がどのくらいであるのか。その点をもしお調べになっていけば、お聞きします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

アンケート調査の回答による導入戸数は2戸でございました。また身延町において山梨県住宅太陽光発電設備の設置補助金の申請者は平成21年度と平成22年度、合わせて10件と聞いております。将来導入を予定している家庭の数でございしますが、それについては把握しておりません。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは今後、実際に新エネルギーの導入について検討していく際には、大変必要な基礎データだと思いますので、ぜひアンケート調査ではなくて、実数調査で調べていただくほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

補助金に関しましては、これは今おっしゃった数字というのは、県のこの制度に申請したという、そういう意味ですか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

そのとおりです。芦澤議員さんが持っているこの補助金制度、これに対して申請した件数でございします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今後はこれ、町独自でも考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますけども、実は長野県の飯田市では、おひさまエネルギーファンド株式会社というのがありまして、おひさま0円システムというのがあります。これは太陽光発電装置を導入時コスト0円で導入して、毎月1万9,800円を9年間、計213万8,400円というものを、今言ったファンドに返還するというシステムでございします。これによりまして毎年30件程度の太陽光発電システムの導入が一般家庭になされていると思うんですが、この事業主体でありますエネルギーファンド株式会社というのは、市が出資した資本金に市民から1口10万円から50万円の出資金を募集して運用しているようです。本町でも年間日照時間というのは日本の平均的数値であるということから、この飯田市のこういうシステムに習って導入促進を図ったらよいのではないかなと思いますけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えします。

おひさまエネルギーファンド株式会社でございますが、これについては環境省に選定された飯田市の事業を担う民間企業と聞いております。「NPO法人 南信州おひさま進歩」が母体となって設立された会社と聞いております。また2008年に、この「おひさまエネルギーファンド株式会社」が「温暖化防止おひさまファンド」を市民に募集し、653名から4億3,430万円の出資金を募ったと聞いております。「おひさまエネルギーファンド株式会社」はこのお金をもとに飯田市内の一般住宅の屋根に会社の費用負担で太陽光発電システムを設置したということで、先ほど議員さんが申しましたように住民の方々に毎月、一定額の電気料として1万9,800円を9年間、合計213万8,400円を支払っていただくというようなシステムだと思えます。発電した電気を使い残した場合は電力会社に売電でき、その売電収入は住民の方に帰属され、さらに9年間の定額電気料を支払ったあとは、設置者から譲渡されるシステムだと思えます。

この0円システムというのは、太陽光発電システム設置費用がゼロということだと思えます。これにつきましては、最近では一般住民が出資金の出資者となって、地球温暖化対策事業に取り組んでいるところが出てきております。これらの事例を今後参考にさせていただきながら検討もしていきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本町の場合は今後第2段階に進むということですので、ぜひこの点についてもご検討をいただきたいと思えます。飯田市は世帯が3万7,886、総人口10万4,771人ということで全然規模的には違うんですが、こういうシステムを構築していくことによって、実際われわれが入れようと思ってもなかなか入らないのは、イニシャルコストがずいぶん高いからということと、返済する金額が結構大きいということで、なかなかここに踏み切れないということがありますので、これは非常に有効な手段ではないかなと思えます。

資本金を町民から募集して運用していくということで考えていくと、可能なシステムではないかなというふうに考えますので、ぜひ庁内会議におきましてもご検討をいただきたいと思えます。

同じように愛知県の刈谷市では、この太陽光エネルギーの利用につきまして、住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度という補助を行っています。こちらは発電ではありませんで、暖房とか給湯とかを目的としたものですから、自然循環型のものに2万5千円、共生循環型・空気集熱型システムに5万円という少額の補助金でございますけども、太陽エネルギーの活用という点では同じように効果のあるものであるというふうに考えますが、このシステムについてどのように考えているか、お聞きします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

愛知県の刈谷市の住宅用太陽熱利用システムにかかる補助金制度につきましては、3つのシステムの設置に対する補助金制度を今年度始めたということ刈谷市のほうから聞いておりま

す。1つ目は自然循環型システム。集熱部と貯湯部の間を自然循環作用により熱輸送を行うもの。これについての用途については、給湯用で補助金が2万5千円ということであります。2つ目が空気集熱型システム。この用途につきましては主に室内暖房用で補助金が5万円。3つ目が強制循環型システム。この用途につきましては主に給湯および暖房用で補助金が5万円ということですが、本町ではアンケート調査から、新エネルギーの導入に関する支援策について7から8割程度の方が機器の購入に対する助成制度の導入を挙げておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ検討してください。本町は8割が森林という山林地帯の町ですので、山林資源である木材の利活用ということが重要な部分だと思いますけども、町民各位にさまざまなアイデアを出していただいて、コミュニティビジネスとして立ち上げていくようなことも必要ではないかと思われま。その中で町民の就労を促進していくことができれば、一石二鳥にも一石三鳥にもなるのではないかという考えでおります。

これ一番効率的にはよくないんですね。このバイオマス木質資源というのは、ですが資源は多量にあるわけですから、それはなんとか身延方式としてなんか考えていくことが必要ではないかなというふうに考えております。現在、実際にバイオマス資源の利用法というのがいくつかあるようで、各地では先進的な利用も行われているようですけども、ぜひこの点についても進めていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

利用可能量についての調査では、木質資源は町内における新エネルギーとして有望であると思っております。しかし、施設の設置コストや資源の回収方法等、現実的な問題は考慮していない数値でありますので、新エネルギーとして導入する場合には、初期投資が大きくなり、しかも搬入コストを考えると、成果品の販売で投資を回収するのは難しいと考えておりますので、今後経済性についても十分考慮しながら検討していきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうなんです。これは本当にいろいろなものを見ていくと、やっぱりバイオマスというのは非常に取り入れやすい資源ではあるんですがなかなか効率的によくないと。例えば発電なんかの場合ですと非常に効率が悪くて、むしろ水力や風力のほうが優れているというふうな結果が出ているんです。

次に風力発電について、お聞きしたいと思います。

私たち「みのぶ緑と清流を守る会」というのがありまして、その活動の一環として、処分場断固阻止というのと「命の水を守れ」という黄色と青の2種類ののぼり旗を各地に立てておりますけども、これが非常に風が強いために大変寿命が短いというふうに各地からの苦情が出されております。本町の風向きとか風力の測定というのは実施した経緯があるのかどうか。もし

実施していればその結果はどのようなものになっているのか。あるいは風力発電には適さない土地柄であるというふうに判断されているのか。風力発電システムそのものが非常に進化しておりまして、本当に少ない風でも十分に発電できるというふうなシステムも考えられているようです。この点もやはり先ほどから課長がおっしゃっているようにコストの問題が非常に大きいと思うんですけども、コストがかからないで大型風力発電のようなものの適地として捉えられる場所はないのかどうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

今回の調査におきましては実測はしておりません。データにより推計という形で出しております。今回の風力発電における利用可能量調査のデータは気象統計情報切石アメダス観測所のデータから推計して算出したもので、最大風速は毎秒6メートルから7メートル。平均風速は毎秒2メートル程度でありまして、好風況地点を選定する場合、気象庁のデータでいいますと、平均風速毎秒5メートル以上必要といわれております。本町の平坦部においては年間平均風速が小さく、比較的山間部においては平均風速毎秒5メートル以上の地点もあるという状況でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

山の中へ入ると結構、風の強いところがありまして、三石山林道の椿草里なんていうところは非常に風が強く、しょっちゅうこんなに風が吹くんでは大変だなというふうに思うようなところがありますので、もし可能であればそういう山林地帯で、風力発電機を置けるような場所がないかどうか、ぜひ調査をしていただいて適地を探していただきたいというふうに思います。

最後に小水力発電について、お伺いします。

ご存じかどうか栃代という集落がございますが、旧下部の一番端というか一番奥のヤマメの里よりももうちょっと上の集落で、これは現在おそらく5、6戸しか住民が暮らしていないのではないかとこのように思いますけれども、この集落の真ん中を非常にすごい勢いで流れる堰があるんですね。この堰が小水力発電装置に適しているのではないかなというふうに考えて、今回そういう提案をしたいなというふうに思ったんですが、こういう堰はたぶんこの栃代だけではないと思いますし、水田が非常に衰退しているそういう中ではございますけれども、逆にいうと、その農業用水を利活用できるという意味では非常に優れたエネルギー効率が求められるのではないかなというふうに思いますけれども、こういう時代だからこそ、そういう流域住民の活動をこういう面に向けて、この用水路に水を通して小水力発電、あるいは用水による堰の浄化を図るといようなことができればいいのではないかと考えて、今回質問させていただきましても、こういうふうな用水を復活して地域の活性化につなげる。あるいはコミュニティの復活にもつなげるということが可能ではないかと思うんですが、この点についてお伺いしたいのと、小水力発電に関しては水利権の問題というのが常につきまわっているということで非常に難しい面もあるということなので、その点についてこれは一応、町長にお聞きする予定でしたけれども、課長のほうからお答えいただければと思います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、お答えします。

本町の水田面積は2000年は295ヘクタールあったものが、2010年には227ヘクタールと10年間で68ヘクタールが減少している現状であります。それに伴い利用しない農業用水路も存在しています。山梨県地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標として、2020年までの中期目標として2005年を対比しマイナス36.4%を掲げていることから本県の恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指すこととしております。

県の小水力発電普及促進施策として、県によるモデル施設の整備および農村地域への導入促進を掲げておりまして適地の選定が計画されています。本町としては、農業用水を利用した小水力発電は、土地改良区等の維持管理費の節減につながるだけでなく、農村地域の振興にも寄与するものと考えます。

しかし、採算性の問題を無視するわけにはいきません。小水力発電で得る利益と、管理などに要する費用の調査・研究が必要と考えます。今後、本町農業用水路に導入が可能か否かは、峡南農務事務所の情報提供・指導助言をいただく中で調査する考えでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この新エネルギーの導入ということに関しましては、先ほど課長のほうからもるご説明がありましたように、非常に経済的な効果とどっちがどっちかという感じでいろんな導入が考えられていかなければならないということで、国としてもこの自然エネルギーの導入に関しましては今後、積極的に進めていくでありましょうし、山梨県の横内知事もそういう考え方でいらっしゃるようでございますので、ぜひその点を身延町としても取り入れまして、できるだけ多くの補助金で事業が進められるような形をとっていただいて、あるいは先ほど申し上げた町民による町民からの資本提供といいますが、出資を求めるような方法も考えていただいて進めていただきたいと思います。

今後、庁内でいろいろ庁内会議というのがあるようですので、そこで議論が進められることだと思いますけれども、その点をいろいろ考慮していただいてご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問を終結いたします。議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時05分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

通告の2番は、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず冒頭に東日本大震災で犠牲になられました多くの方々のご冥福と、また被害へ遭われた方々へ衷心よりお見舞いを申し上げ、また被災地の一日も早い復興を願っているところでございます。

今回の東日本大震災は3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生しました津波、そして余震により引き起こされた大規模地震災害です。日本の観測史上最大のマグニチュード9.0の大きな揺れと10メートルを超す津波の被害により、6月1日現在、死者1万5,310人。行方不明者8,404人。合わせて2万3千人を超える被害となっております。建物の全半壊も17万戸以上。避難者の数はピークで40万人以上。停電世帯が800万戸以上。断水世帯も180万戸以上と多くの方々がいるいろいろな形での被害に遭われました。そして東京電力、福島第1原子力発電所の大量の放射性物質の放出事故と未曾有の事態に発展してしまいました。この今回の大震災を検証し、教訓とした防災対策を確立すべきと考え質問をさせていただきます。

大震災に対する見解と防災対策への基本姿勢について伺います。

震災直後のテレビ報道で、あの津波の衝撃的な映像が繰り返し流されておりました。現地の被害の深刻さと自然の力の大きな、そして人間の無力さを私は痛感いたしました。あまりにも悲惨な状況に胸が切なくなると同時に、東海沖地震の発生で甚大な被害が予想される本町において今後の対策と防災に強いまちづくりをどう進めるべきか、真剣にかつ早急に考えるべきと改めて今回、痛感いたしました。町長の大震災に対する見解と防災対策への基本姿勢、このことを町長は今回欠席ですので、総務課長にお伺いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

ご質問につきましても、町長の答弁の思いを答えさせていただきます。

平成23年3月11日、午後2時46分、三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500キロメートル。東西約200キロメートルの広範囲に及びました。この地震により場所によっては波高20メートル以上にものぼる大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。また地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって北海道、東北、関東の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断された状況になりました。この未曾有の東日本大震災は、私たち人類が経験した最大級の自然災害に加えて最大規模の福島原子力発電所の事故という人工災害が合併した複合災害であったとつくづく思ったところであります。

そして私の防災対策への基本姿勢としては、最初に防災基盤の強化として、安心・安全なま

ちづくりを進めるため、風水害および地盤災害の防止等の保全対策、災害に強いライフライン、施設の整備を促進するほか、建築物の耐震性の確保など防災基盤の強化を図ります。

次に防災体制の充実について。

災害による被害を最小限に抑えるため、初動体制を中心に町災害対策本部の機能をハード・ソフトの両面にわたって強化するほか、ボランティア支援、医療、備蓄、緊急輸送など町の防災体制の充実を図ります。

次に、地震防災力の向上として、自らの命、自らの町は自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、住民や事業所等による自主備蓄や消火、人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、住民や事業所等の参加により地域防災体制の確立を図ってまいります。

以上が私の防災対策への基本姿勢であり、体制の確立をしっかりと図るよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まさに今の答弁にもありましたように、今回の災害は本当に人的な部分も含めて複合災害であると。それに尽きると私は考えておりますし、今、町長の答弁という形の中でありましたように、町がやはりいろいろな面で、おのこの町民も含めまして、自らが自分の身を守り、そしてこの町を守るというそういう気概があって、そこではじめて成り立つのではないかと思います。

今回の被害の中で、状況がだんだん把握されてきております。その把握される中で、よく耳にするのが想定外という言葉なんです。私はこれは、あくまでも責任逃れの言葉にしか私には聞こえないんですが、たしかに今回予想をはるかに超えるようなものでしたけども、完璧な防災対策というのは非常にこれは難しいことだと思うんです。しかし難しくてもどんな状況の中でも、どんな規模の災害に対しても想定外という言葉は私には使ってはいけないと思いますし、あくまでも大きなものを想定して想定内といえる対策、この確立がやはり行政としては求められる。また、それを進めるべきであると思いますが、その点、町長に聞いたかったですけども総務課長いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

今、松浦議員が申されましたように、今回の東日本大震災につきましては想定をはるかに超えた災害でありました。今回におきましても地域防災計画を見直す中で想定を超えた想定、最大の想定を想定する中で地域防災計画の見直しを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

女川が高さ何メートルの防波堤といいますが、高くしたと。それが5メートルだか高くして
いまして、それが想定内になったと。あれが最初の基準でいけば、津波で女川の原因もやられ
ていたかもしれないけども、それをもうちょっと高くしようということで、5メートルだか高
くしたことによって被害を免れたという、そういうこともあるわけですね。やはり本町におい
ても、今後、防災対策を進めるにおいて、やっぱり、その想定外が絶対にならないように。念には
念を入れて高い位置での基準を設けていただいて、それに向かっていくべきではないかと私は
考えております。それも含めまして次の質問に移ります。

町内の公共施設、これは先ほどの答弁にもありましたけども、耐震化への対策について伺い
たいと思います。

質問時間が制約されていますのでご協力いただきたいと思いますけれども、身延町の地域防
災計画の避難所として38の避難所がリストに載せられてあります。その38の施設の耐震の
状況。それを避難所個々に聞けば一番いいんですが、38を全部やっていただくと本当に時間
がなくなりますので全体的で結構です。全体的な数値と見地でお答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

今、松浦議員さんが申されましたように身延町防災計画では避難所が38カ所あります。そ
のうちで耐震化の対策が実施済みの避難所が34カ所で耐震化の対策が済んでいない避難所が
5カ所あります。耐震化率は89.5%でございます。今後、耐震化の対策が済んでいない避
難所につきましては検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、耐震化が済んでいるのが34カ所、まだこれからというところが5カ所なんですけど、早
い時期にこの耐震化、残った5カ所の耐震化を考えていかなければならないというふうに思い
ますけども、この5カ所の耐震化について、今後の対応どの時期にということ考えているの
かそのへんを伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

大変、申し訳ありません。先ほどの訂正をさせていただきますけども、避難所が38カ所で
耐震が済んでいるところが34カ所、それから耐震の済んでいないところが5カ所と申し上げ
ましたけども4カ所が正しい数字でありますので、訂正をお願いしたいと思います。

ご質問の耐震化の済んでいない避難所の耐震化につきましてはそれぞれの建物の部分を調査
する中で今後検討させていくということで、ご理解をよろしく願いたいと思いますので、
よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の答弁ですと、まだその耐震化の状況を調べていないということですか。この4カ所は、どうなんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

この4カ所につきましては建築年次等の調査まででありまして、耐震化の部分につきましては詳細については調べてございません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

東日本大震災から3カ月過ぎましたよね。僕は町の姿勢として、やはりこれだけの大きな複合的な災害が起きたということで、やはり町長なり総務課長が基本的にそういうまだ4カ所、建築年次だけで、それがあるといことは分かっているわけですから、それに対してそれなりのなんらかの指示を出すべきではないかと思うんですが、その点はいかがなんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのへんにつきましては、早急に対応して調査等をしてまいりたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ぜひ、それは常識として先ほどの町長の答弁にもありましたよね。こういうものを教訓にしていきたいというようなことも言われていましたけども、それがあつたら早急にこれを進めるべきだと思いますよ。どういう状況なのか、年次だけではなくて中身に対して。これが通常の家でしたらいいんですけど避難所ですよ。そこはぜひ早急に進めていただきたいと思ひます。

それでは今の避難所も含めてですけども、耐震に関連しているんですが、公共施設の非構造物の耐震対策について伺いたいと思ひます。

耐震化といわれるのは、あくまでも今の話にもありました。建築年次というようなこともありましたけども、構造物、建物に対してですが法律上、天井材それから壁、それから吊り下げの照明等は構造物ではなくて、カーテンなどと同じようなインテリアの扱いで非構造物というふうな形になっております。2005年に発生しました仙台での地震の落下事故を受けまして、この非構造物にも耐震基準が定められました。今回の東日本大震災においても天井や照明、そして壁材が落下して被害に遭われた。また死者まで出た事例もありました。とかく建物の耐震化にのみ目がいきがちなんですけど、この非構造物の耐震対策、これも極めて重要なことと考えますが、先ほどの耐震化が済んでいる34カ所、まだのところの4カ所は当然無理でしょうけども34カ所、こちらのほうの非構造物の耐震対策、こちらのほうの状況はどうなっているん

でしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

ご質問は建築非構造部材だと思いますが、構造体以外の天井および床材、それから建具およびガラス、間仕切りおよび内装材、屋根材等と考えておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり耐震化されている建物につきましては、耐震基準により設計・施工がされておりますので、その時点での構造体と併せて耐震化がされているものと考えております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今いろいろ言いましたけれども、体育館なんか結構天井が、1回上ったことがあるんですが、ビス止めで本当にぶら下がっているだけ。それから端のほうは、なんかコの字型のフックみたいなもので引っ掛かっているような感じ。基準的にはそれで耐震化になっていると。非構造物に対してもですね。そういう考えでの今の答弁だと思うんですが、僕が上で、1回上ったときに非常に怖いなど。普段は、揺れていないときはそれでたしかにちゃんとなっていますね。しかし揺れた場合に外れる可能性というのは、今の仙台のこともそうですし、それからこの間の東日本大震災で東京で落下したのも結局それが原因なんですよ。そういうところの細かいところまでの検証というか、それは済んでいるんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そこまでの部分の検証はしておりません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

やはり耐震基準がOKになったと。構造物に対してですね。イコール非構造物もOKというふうに私は考えるのは、ちょっと早計なような気がするんですよ。やはりそのへんももうちょっと、特に避難所なんかは大きな地震があっても、例えば今回のようなマグニチュード9ぐらいの地震があっても倒れないかもしれません。体育館とかああいうところは、しかし横の壁だとか中の天井が落ちてくる。僕はその被害のほうが大きいうような気がするんですよ。構造物がしっかりしていればしているほど。だからそこはもう1回なんらかの形で検証していただくそれがベストだと思いますけども、ぜひそれをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのような形の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

避難所の構造物や非構造物の最善の策は完璧な耐震化です。今の答弁にもありましたように、もう1回、非構造物も検討していただけるという答弁をいただきましたので大変ありがたいことなのですが、今回の大震災を教訓に厳しい財政の中でまず何をするべきか。耐震化になっていないから、すぐ、では耐震化するような工事までできる。そこまでの財政、今うちの町を考えた場合に非常に難しいことだろうと私は考えています。それから非構造物に関してもそうですが、やはりそれなりにお金がかかるんですね。ここで何をするべきかということをごすね、今回の大震災を1つのきっかけにして、町民と一緒に知恵を絞るときだと私は考えています。その思いを私は非常に強く持っておりますし、その持った中で次の質問をさせていただきますので、ぜひそのお心構えをいただきたいとそう思います。次の質問に移ります。

身延町の地域防災計画の75カ所、さっき38カ所の避難所を言いましたけども75カ所の避難地がございます。各地区、各集落ごとにこれはまとめられていますが、各避難地またそれに併せて避難所これを選定した基準、この点はどうなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

ただいまのご質問の避難所、それから避難地の選定基準についてでございますけども、地域防災計画の99ページにもありますように、避難場所の選定にあたっては避難地については災害に対し安全な公園・広場などを当て、避難所については災害に対し安全な施設であることはもとより給食施設を有するもの。または比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するように考慮するものと定められておりますので、これに基づきまして先ほど議員さんが言われましたように38カ所と75カ所の選定をしているところでございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の答弁で地域防災の内容の中で安全な公園、安全な広場、それから給食とかそういうものを届けやすいとか、今、本当に防災上から言えば難形的なお答えをいただきまして、それはたしかに防災計画の中に謳ってありますけども、では総務課長、本当に今言った言葉に全部が当てはまっていると思えますか。いかがですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

基本的にはそのような施設が当てられていると考えております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ぜひ75カ所、38カ所、明日でもまわってみてください。私はどう見ても避難地、避難所に、避難所4カ所はこれはもう耐震化されていないわけですから当然、除かれるわけですね。避難地も基本的に、たしかに安全な、ここだったら大丈夫だろうなというところもありますけども、そうではないところも結構あるんですよ。そのへん私はおそらく旧町時代の継続、また集落の集まる、例えば神社だとか広場だとかありますよね。旧町時代の慣例の集合場所、集会所、広場そういうものが流れる的に防災計画の中に挙がってきて、それが避難地、避難所として挙がってきた。そういう流れではないかというような気がしているんですよ。私がなぜそんなことを言いたいのかというのは、どう見ても避難所に関しては、先ほど言いましたように4カ所が全然駄目ですね。避難地に関しては何カ所か、やはり適していないところもあるんですよ。だからそういうところをやっぱりちゃんと検証するべきだと思うんですよ。

一番なぜそういうふうに思うかというのは、先ほどの非構造物もそうですが、避難地とか避難所に避難して、そして余震等々で災害に遭うようなことがあっては、これは決してならないことだと思うんですよ。そういうところは私は強く申し上げたいし、そのへんを執行部の皆さんにも強く考えていただきたいし、町には早急に検証していただきたいと思いますし、その中でこれを検証した場合に見直すということもこれは可能なんではないでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町防災計画につきましては、平成18年の3月1日に発行しております。以後3回の見直しを行っております。今の議員さんの質問の避難場所につきましては資料編の中に掲載されております。

それらの中で施設の状況等の変化によりまして、過去にも避難所、避難地は見直しておりますので、今後にも必要に応じて随時、見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうですね。やはり総務課長の目で1回、75カ所ですか、見てください。どう考えても適していないところがあります。そこはそれなりに検証していただく。見直していただく。その方向も進めていただきたいと思います。

行政の仕事として、被害を最小限に食い止める方策を進めなければならないと思います。今の見直すことも1つの一環なんではないんですけども、まず検証して危険個所の実態把握、それからそういうところを把握したあとに、やはり対策を練って整備を進める。それに対して費用を計上したり、議会を通してという流れですよ。そうですね。それをやるためには、私は莫大な費用と時間を要すると考えているわけです。しかし先ほども総務課長に早急に見ていただきたいといったのもそこなんです。災害というのはいつ起こるか分からないんですよ。

そこでまず2点ほど、私から提案をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、今の大地震を教訓にして、もう町も町民も知恵を絞るべきだ

と、そういう観点からの提案でございますので、ぜひお考えいただきたいと思います。今、避難地、避難所の危険箇所、それから避難地、それから避難所としてここは大丈夫だよという、ある程度の安全を確保されているところもありますし、まるっきりここは駄目だなということもあります。また避難地でもここは大丈夫そうだな。だけどこの木が倒れたら危ないということもございました。そういうところをですね、避難地、避難所の危険箇所、そういうところも含めてですよ。場所や構造物のこういう部分、例えば木が立っていて、これは倒れそうだな、そういう理由で危険だと思ったところに対しては、注意を喚起する情報、それを前もって避難地を利用する方々に発信して、またその個所に看板等の設置をしたらいかがでしょうか。

この看板であれば、基本的にはそんなに高いものではないです。それも総務課長、部下の方と何人かでまわれば、そんなに時間はかからないですよ。いつ災害が起きるのか分からないわけですから、そのくらいのことを私はやっていただきたいと思いますし、それを行政だけではなくて、その地域の住民と一緒にそういう危険場所を検証して、その危険箇所の情報を共有していただきたい。そういうことをまず1点目、ご提案申し上げたいと思います。

それからもう1点目は、次の防災訓練の質問でもまた提案する考えでいるんですが、それとも関連していますが、避難所の問題です。避難所までの距離が非常に長い地域が見受けられます。ここにありますが避難所の一覧、これを見てもすぐ近くにあるところもありますが、意外と避難所まで距離がある。そういう地域も見受けられるんです。高齢者が多い本町の実態と被害の状況によっては避難所までたどり着けない。そういう場合も想定されるのではないかなと思うんですね。今回の大震災でも数多く見られましたけども、その地域の中に頑丈なつくりの神社だとか寺院、そういうところが結構あるんですよ。それに避難所の指定されていないお寺なんかもあるんですよ。そういうところをぜひ協力を要請して、正式な避難所でなくても、例えば準避難所とか、そういうものでもいいではないですか。もしくは本当に避難所としてやっていただけるのなら一番ありがたいんですが、登録していただいてやっていただけないか。それをやることによって近くに避難所がある。そういう高齢者なんか特に安心感を持っていただけるのではないかなと思うんですね。何しろ時間もかからないで、低予算で危険の回避を図る。そういう目的で、この2点を提案させていただきましたけども、これはあくまでも自助、共助、それから公助この3つの考えの中で地理的な部分も含めて危険回避、この効果を狙って私は進めるべきと思いますが、町長が欠席ですので、このことを確実に伝えていただきながら執行部全体で検討をお願いしたいと思いますし、総務課長のお考えだけでもまず聞きたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

まず最初に避難所、それから避難地の関係ですけども、これにつきましてはその3、4カ所、あるいは7、5カ所につきまして、総務課のほうで再度確認させていただきます。

避難所につきましては身延町指定ということで、避難所の敷地内に看板が設置してあります。2本のポールで鉄製なんですけど、必要があれば、その危険部分を指定の看板のところにも併せて追記事項を添えたいというふうに考えております。

それから2つ目の避難所の関係の部分ですけども、神社、それからお寺さんの場所でそのような適地があれば、そのお寺さんなりが例えば裏に急傾斜地とか、そばに川が氾濫するような

ものがないであれば、それらも検討の要素として考えていってまいりたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

先ほどの想定内を、どんな大きなことがあっても想定内で、この避難所、避難地の問題もやはりどういう形になっても想定内という形にできるような方策は私は進めるべきだと思っています。

次の質問に移ります。

町で毎年防災訓練が行われております。どの地域でも大きな大差はないと思うんですが、毎年サイレンが鳴る15分前くらいにお年寄りなんかがよく避難地に集まって、もうじきサイレンが鳴るんだよなという感じで待っている。サイレンが鳴ってから組長さんなりが人数を把握して、それで避難場所に誘導するというふうな、そういう流れのような気がするんです。おそらくどこでもそうだと思います。参加する町民の中にも義務的というか義理的で参加している方も見受けられるわけですが、防災訓練のあり方と防災意識の高揚、今言ったようなそういうところが見受けられますので、それをやっぱり是正するような、なおかつ防災意識の高揚、こういうものに向けた町の考えといえますか、町長の考えを伺いたかったんですが、なんか伺っていますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

本町では毎年9月の第1日曜日に防災訓練を実施しておりますが、防災訓練は地震予知情報等の情報伝達、それから警戒宣言前からの準備行動、地震防災対応対策の実施要員の参集、地震災害警戒本部等の設置運営、各種の地震防災対応対策にかかるものとして実施をしております。

この訓練の実施にあたっては、各機関相互間の地震防災対応対策の実施上の連携調整を図ることに重点を置くよう留意するものとして、できる限り想定される地震発生後の災害応急対策に関する訓練と一連のものとして実施していくように努めてまいりたいと思います。

また、災害直後においては、地域住民や地元の事業所等の自主的な救出や救護、あるいは消火や避難誘導等の活動が極めて重要であります。そこで引き続き地域防災力の強化を図る観点から防災に関する各種の広報、それから啓発活動を積極的に行いまして、地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織等の育成を促進して、消防機関との連携の下で、実践的な防災訓練を実施するために、積極的な参加を図っていくよう努めてまいりたいと思います。

また今回の震災におきまして、町民の皆さまにおきましても防災意識につきましてはだいぶ高まっていると感じております。それに応えるような防災訓練を対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まったくそのとおりでございますけども、どちらかというとなんか毎年同じような形の中で、今、防災意識の高揚に向けた考え方もあまりなんか変わっていないような気がするんですが、3点目の提案をさせていただきます。

今年の防災訓練、今話がありましたけども、今回の大震災を受けて、防災への関心が非常に高まっています。私は今がチャンスだと思っているんです。今年の防災訓練を、先ほど提案した2つを防災訓練プラスの形で実施できないでしょうか。といいますのは、やり方として避難訓練をしながら、避難地の危険箇所、先ほど言いました看板も含めて、そういうところを避難している地域の方々と一緒に中山間総合整備事業、ワークショップがございますね。あれと同じように役場の職員と地域の方々が地域の中を見て歩く。それで危険箇所を拾い出すなり、また避難地、避難所の危険箇所を地域の方と役場の職員がそれを見て歩くということは、避難地の確認、それから避難地の危険箇所の確認、それから避難所の確認、それが地域の方々も認識できる、確認できるのではないかと。それも自分の目で自分の耳で確認できるのではないかとと思うんですね。職員と住民とで一緒に進めていただきたいんです。

それはまず町民に対しては、自分たちで確認した危険箇所は確実に自分の身になりますし、それをあとで看板を掲げたときに、その看板を地域の方ですからその看板を目にするわけですね。そうすると目にしたときにさらに関心が高まってくる。そういう相乗効果を私は狙っていきたいと思っているんですね。また自主防災の意識の高揚に対しての、ある意味でのスタートにもつながるのではないかと考えていますし、同時に職員と一緒にまわることによって、職員の防災意識も高まって、また町民との連携も図れる。そういうのが、私はいざというときに役に立つんだろうなと思いますし、これこそが本当の意味での防災訓練ではないかと思うんですよ。そういうことを検討する余地はあるのかどうかを防災担当の要の総務課長にお答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいま松浦議員さんの防災訓練に併せて、地域の自主防災訓練等の見直しの件でございますけども、町の防災訓練は先ほど言いましたように9月第1日曜日に予定しております。管理職につきましてはその日は本庁に参集訓練も併せまして、危機管理対応の訓練も併せて行っております。そのような中で地元集落の自主防災におきましては、先ほどから話が出ておりましたように、まず最初に避難地までどうやって避難するのかということが、最も重要なことだと考えておまして、それから先が避難所に移行するわけでありまして、議員さんが言われるように最初に集落の方々が集まる避難地への避難訓練のときには管理職以外の職員が集落に、その避難地に参加するような形の中で、それらの指摘された危険箇所等について意見を吸い上げる中で、これからの防災訓練等に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

中山間総合整備事業のワークショップってご存じですよ。あの地域を本当に皆さんでまわって歩く。あれが私も初めて経験したんですが、非常にその地域のことに対して関心が出てくるんですね。それと同時にいろんな場所のいろんな状況というのが分かるんですよ。ですから避難訓練が終わったあとに、放水訓練とか消火栓の訓練とか毎年やりますね。消火器ですか。あれもたしかにいいことなんですが、今年は3月11日の大震災があって皆さんがそういう気持ちでいるんですから、やはり幹部職員はたしかに本庁にいななければいけない。しかし消防団で地域に出ている職員の方もいらっしゃる。そのへんは調整すればどうにでもなるような気がするんですね。ぜひそういう形の中で実現に向けて、まだ9月ですから、まだ若干の時間がございますので、ぜひいいチャンスですから検討していただいて実施できればと思います。

今回の大震災の震源域、先ほど話がありましたけども岩手県沖から茨城県沖までの500キロの広範囲に及びました。今から304年前の1707年に、やはり同じように駿河湾から足摺岬までの700キロの広範囲を震源域として宝永地震がありました。これは東海沖地震の発生に端を発して東海、東南海そして南海地震、この3つが3連動した地震でございまして、そのときによく言われます宝永の富士山の噴火ですね。これも発生した大規模な震災となりました。この宝永地震から、もうすでに300年以上経っています。それから1854年に安政東海沖地震がありました。これが今、定められております東海沖地震が起きるのではないかという、その一番直近の東海沖地震ですが、これが150年経ちました。今現在、いつ発生してもおかしくない東海沖地震というふうにいわれておりますが、この間の報道で今後30年の間にマグニチュード8以上の地震が発生する確率が87%もあるという発表がございました。中には東海沖地震を皮切りに宝永地震のように3連動地震の発生。また富士山の噴火があるのではないかと予測する専門家の発言もございまして大変気になるところですし、また県のほうでも富士山の噴火を想定した考えの中で、いろいろな動きも現在出ております。

この確率の高い大規模地震への、私はあまり時間がないと思いますが、この中で私は本当になんらかの形で町も町民も決断をすべきと思うんですよ。なんらかの形で。そういう部分はいかがですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

国もこの東日本大震災の検証をしておりますし、県でも県の地域防災計画を5年ぶりに見直すというようなことでございます。それにつきましては、東日本大震災を含めまして、富士山噴火も視野に入れた中での見直しを考えているということでございます。町の防災計画も見直すわけですが、国・県の動向を見ながら併せてそれらを含める中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

いろいろやる中でいろいろな方法があるんですが、まずマンパワーだと思うんですよ。マン

パワー。人間の力で知恵も使って、ぜひ進めていただきたいと。そして防災意識の高い身延町の確立に向けていていただきたいと思います。

それでは時間もあまりなくなってきましたので、次の質問に移ります。

2年前の21年6月定例会で防災関連の質問を私はさせていただきました。その中で県が運行を検討していたドクターヘリについて、先んじてヘリポートの建設を進めるべきではないかと提案をし、前向きに検討するとの答弁をいただきました。その後の進捗状況どうなっているのか、お答えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ご質問のことにつきましては、松浦議員さんが昨年年第1回定例会で質問し、前任の総務課長が答弁したとおりでございます。身延町地域防災計画の資料編959ページに記載がありますように、県の防災ヘリが使用する場外離着陸場、これにつきましては答弁が重複するかもしれませんが、確認の意味で申し上げますと県の防災ヘリが使用する場外離着陸場としましては八木沢の富士川左岸にあります八木沢のグラウンド、それから下山にあります富士川クラフトパーク、波木井にあります身延町総合文化会館芝生広場、市之瀬にあります下部地区運動場の4カ所がございます。

緊急離着陸場としましては中富中学校グラウンド、宮木にあります勤労青年センターの2カ所がございます。また自衛隊のヘリコプターが利用できる離着陸場として、大きなグラウンドを持つ下部小中学校校庭など6カ所と中規模なグラウンドを持つ大河内小学校校庭など5カ所、それから小規模なグラウンドを持つ久那土小学校校庭など3カ所がありまして、町内では合わせて14カ所の場外離着陸場があります。

県では県民に等しく高度で専門的な救命救急医療を提供するため、平成24年4月から先ほど議員さんが申されたようにドクターヘリを導入することとしております。これに併せて市町村が実施する離着陸場の整備について、今年の1月に事業の実施要望個所の提出の依頼がありました。本町では6カ所の要望を提出しているところでございます。

そしてドクターヘリを効果的に機能させるためには、市町村や消防機関の協力を得る中で、小中学校の校庭や都市公園のグラウンドなどを活用して、多くの離着場を確保する必要があることから、先週の6月9日に市町村を対象に説明会が開催されました。併せて再度、要望個所の提出依頼がありましたので、今後町内全域において選定基準を満たす場所を検討する中で1カ所でも多く採択されるよう、今後努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今1月に6カ所を提出して、6月9日にも説明会があったと。そういうことで6カ所、町のほうでは進めたいということなので非常にいいことだと思いますが、それはあくまでもドクターヘリうんぬんということだと思うんですね。私はドクターヘリもそうなんです、防災の観点からも含めて、町内に今のヘリポート以外に緊急用の地域に、山奥に入ったものをどうで

しょうかということで前回も質問しましたし、今回もそれがどうなっているのかということなんですよね。だからぜひ今回の大震災でも救助等、ヘリコプターの活躍はすごく目立ちました。やはり本町の中でこの地形的に考えると、土砂崩れ等で孤立化するところが多くなるような気がするんです。そういう場合にヘリコプターが一番、救助にしても食料にしても大きな力を発揮するような気がしますので、ぜひ早期の実現に向けて県との交渉をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

災害時の互助精神の考えから災害支援設置要綱を定め制度化して、今回の大災害でもいち早く行動した市町村が多く見られました。県内でも笛吹なんかそうなんですが、本町でも町民や地元企業の協力を得て救援物資の手配、職員による人的支援、被災者の受け入れ等々を進めてきましたけども、将来に向けてより確実にかつ迅速に進めるためにも、これは制度化するべきではないかと思いますが、そのへんの考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町においては、国内において大規模災害が発生した場合に被災地を支援するために設置する災害支援本部設置要綱は制定してございませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

ただし旧身延町におきましては、南部藩ゆかりの地である、山梨県の南部町、それから八戸市、七戸町、三戸町、青森県の南部町、それから盛岡市、遠野市および二戸市は、地震等による大規模災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合につきまして、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、被災市町が他の市町に対して応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行することができるよう、相互の応援体制について大規模災害時の南部藩ゆかりの地相互応援に関する協定書を平成8年の10月21日に締結しており、合併後の現在も新町に引き継がれている状況でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それは旧町からの協定というのがあるわけですけども、それとは別に町自体がよそで、そういう大規模災害が起こったときには町も協力しますよという、ほかの協定を、支援設置要綱を指定しているところはほとんどがそういうふうに、なんかあったときには私の町が協力しますよと。協定を結んでいる、結んでいない関係なんですよという、そういう姿勢だと思っんですよ。私は身延町はですね、今後は東海沖地震が大きくなったときにそういうものの要綱を制定していることによって、私たちが今度はそういう支援を受ける立場になるかもしれない。そういう相互の考えの中で私は進めていただきたいと思います。

時間がありません。次の質問に移ります。

電力不足に陥り、震災後から計画停電が実施されました。本町での節電の実施状況、それから庁舎内での節電、公共施設の夜間使用禁止措置、それから夜間の道路照明等々が今行われておりましたが、今も続いているものもあります。そういうものに対して弊害、苦情、そういうものはあったんでしょうか。また、そのへん町で検証されているんでしょうか。2つ合わせて、

短めをお願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのへんのことにつきまして、特に町のほうに苦情等の連絡は入ってございません。

○議長（望月広喜君）

松浦君、残り時間5分ですので。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると夜間の照明が非常に暗くなりました。どこへ行っても。例えば今までコンビニの前へ行けば明るくて電気がこうこうと点いていたのが看板も消して暗くなりました。これは防犯の見地から考えたら、ちょっと怖いなというところが。特にこのへんは過疎の地域ですから、普段から暗いわけですから余計暗くなって、そちらのほうの見地からの対策、このへんは何か考えていますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのへんの防犯対策につきましては行政はもちろんですけども、地域で地域を見守っていただくということが非常に大事なと思います。そんなようなことで、地域の区長さん等にもそのへんのことにつきましては機会あるごとにお話ししたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、お話ししたいということでしたが、まだお話ししていないということですね。これはちょっとおかしいんじゃないですか。そういうものもやっぱり早急にするべきではないですか。なんかあってからやるということは一番よくないことだと思うんですよ。それこそ想定外ですよ。想定内でやらなければ駄目です。ぜひ早急にお話ししたいと思います。

最近のニュースで、世界の中で日本のオフィス内の照度の基準が高いんじゃないかというふうに指摘されました。また県内の各市町村でもこれから夏のピーク時の電力不足に向けて、契約電力の15%ほど、いろいろ市町村によって違いますけども、15%ほどの削減の実施を表明しています。本町ではどうなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

ただいまのご質問につきましては、5月24日に東京電力から職員3名が来ていただきまして、本町の公共施設につきましても議員さんが言われたように、15%を目標に契約電力の変更の手続きを今、取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、本町も15%の削減を図るということですね。基本的には、そうすると、どのような影響が出ますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

先ほど申しましたように特別の影響が出るというふうには、今のところ考えてございません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうですね。あまり影響はないかもしれませんが、みんなが節電ということで考えれば、ある程度クリアできるではないかと思いますが、先日、夜の会合で本庁舎へ行きました。職員の方々が残業してしまっていて、いろいろ工夫を凝らしながらやっているというのが、節電に努めているなというのがよく分かりましたけれども、今、下の本庁舎を見て照明の位置が非常に高いのではないかと。それとスイッチも何個か、結構多くありますけども、あれも照明が蛍光灯2本もしくは3本、それに1つのスイッチというような形ですけど、あの照明を例えば吊り下げ型にして、そして手元スイッチを付ければ、もっと節電というものもできるのではないかと思います。そのへんはどうですかね。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

この本庁舎につきましても照明の点灯方法につきまして、今、議員さんが言われましたような形の中で照明が点くような形になっています。とりあえず今の状況ですと、本庁舎の1階の事務室につきましては1本置きに間引きいたしまして、節電の対応をとっている状況でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それは非常に僕も感じました。カウンターの上なんかも取っていますしね。皆さん昼休みも全部消していますし、非常に意識を持ってやっていただいているなと思いますし、それが逆にそういうことの意識が高まれば、やはりそれが町民に対しての模範となる。そういう部分があるんだろうと思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。時間がありませんので、最後の質問にいきます。

地域防災計画の前期が発刊されてから4年目となります。来年におそらく後期計画が新たに発刊されるんでしょうが、今回の大震災を受けて前期の検証をされたのか。そしてその結果。そして検証したとすれば、それをもとに後期を見直す場面が多々あるのではないかと思います。確実に見直しを図る、その認識で私たちは考えていいのかどうかそのへんをお答えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。時間がありませんから、短めをお願いします。

○総務課長（赤坂次男君）

本町では平成18年の3月に身延町地域防災計画を発行し、これまでに先ほど言いましたように3回の見直しを行ってまいりました。

見直しの経緯といたしましては、山梨県地域防災計画が平成19年の1月に改定され、さらに同じ年の4月に町の行政組織が変わりましたので、平成18年3月1日発行の地域防災計画を大きく見直しをいたしました。

主な見直しの内容といたしましては、県計画にならしまして、富士山火山に関して新たに第1章から第4章までの富士山火山編を設けました。富士山火山にかかる災害防災、災害応急対策および継続災害・復旧・復興にかかる計画を体系的に整備したところであります。

次に資料編といたしまして一般災害編、地震編および富士山火山編に関係のある防災関係の連絡先や所在地、町の食料等の備蓄状況。この計画に関連する条例や規則や協定等について可能な限り内容を更新いたしましたところでございます。

そして、国の動向としましては、先ほど言いましたように中央防災会議で津波あるいは原子力の災害対策、東海・東南海・南海の3連動地震の被害想定を含む防災基本計画の見直しを進めておりまして、県では4月27日に開催された県の防災対策推進会議で地域防災計画の見直しを決定いたしました。見直しの視点といたしましては、東日本大震災を教訓に1つとしましては防災の組織。2つ目としましては集落の孤立化。それから3つ目としましてはライフラインの確保。4つ目としましては富士山噴火対策。5つ目としましては原子力防災などについて検討し、年内に地域防災計画の改定案をとりまとめる予定でございます。本町におきましても今後、国や県が行う震災の検証結果を基本計画の見直しと踏まえまして見直しを図っていくことといたしております。

なお、参考までに申し上げますと本町の防災計画の見直しの経緯につきましては、赤本の表紙の裏のページに追加の箇条の一覧が付いてございます。そして各ページの末尾に身延町防災1、身延町防災2、身延町防災3と書いてございますが、これはそれぞれ、そのとき1回目、2回目、3回目という意味でございますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。今の中にありましたように、大震災を教訓にするとありました。そのことが被害や犠牲に遭われた被災地に対しての私は礼儀であり、本町の義務であると思うと考えております。ぜひ力強く進めていただいて、防災に強い身延町をつくっていただきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問を終結いたします。

次に通告の3番は、野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島君。

○1 番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、質問を行います。

質問の内容でありますけども、危機管理対応について質問いたします。

先の松浦議員の質問と重複を避けながらやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず東日本大震災から3カ月、死者が1万5千人を超え、また不明者が9千人。また避難生活になお9万人。お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々、またそのご家族に心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

さて危機に陥られないために、あらかじめ起こり得る主な緊急事態やリスクを想定し、その特徴を踏まえた上で対応手順を把握し、準備しておくことが大切であると考えます。阪神・淡路、またこのたびの東北地方大震災にみるように、このことは強く感じるところであります。実態が求められる利害関係者は複数であり、それぞれが求める業務、継続計画が異なることもあり、うまく制御できないのも現実であると考えます。

しかしながら、それを乗り越えてリスクに強い自治体経営システム構築を目指し、少なくとも住民サービスの生活に不可欠なサービスは、どのような状況にあっても継続しなければなりません。

そこで質問ですが、本町における緊急事態を想定した危機要因、項目はどのようなものがあるか。あるいは考えているか。町長に伺いますけども、町長は欠席でありますので総務課長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

ただいまの野島議員の危機要因、リスクの項目でございますけども、ご質問のリスク項目といたしまして、最初の経営における危機要因といたしましては人事、人でございますけども、雇用の確保が、また情報の通信の途絶やネットワーク作動の不能等がございます。

次に災害・事故の危機要因といたしましては、災害につきましては自然災害であります地震や噴火、異常気象、台風や洪水などがあります。事故では、先ほどの東日本大震災で起きた原子力発電所の放射能汚染や爆発事故、自動車や列車等の交通事故等があります。

次に社会危機要因といたしましては、政治によって制度の変更に伴う規制緩和や規制強化など、そして経済情勢による景気変動や経済危機があると考えております。

次に環境危機要因といたしましては、大気や有毒物質による環境汚染や油による汚濁事故等があると考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1 番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

今、要因を挙げていただいたんですけども、私は今のこの要因が顕著に表れたときに緊急事態ではないかなとこんなふうに考えます。的確に今、回答をいただきましたけども、この危機管理の要点といたしまして、回答をいただいたリスクの事前予知。万が一、危機が発生した際

の迅速・的確な対応措置。未然防止策の確立。さらには職場、各自主防災組織への徹底であると考えます。

平成17年1月17日に阪神・淡路大震災以降も各地で大規模な地震が頻発し、そしてこのたびの東日本大震災から3カ月が経ちました。今後も首都型直下地震、東海沖地震、また東南海地震などの発生が懸念されております。台風やゲリラ降雨による洪水も毎年のように発生するなど自然災害による人的・経済的被害は絶えません。さらに新型のインフルエンザ、ノロウイルスによる非常に多くの患者の発生が注目され、住民の生命、また財産、日常生活に対する脅威が多様化、また拡大しているのが現実であると思います。

そこで次の質問に移りますけれども、災害は忘れたころやってくるとよく言われますが、ある日、突然私たちを襲い、最近頻繁に発生している地震・火災は建物倒壊や津波、台風は洪水や崖崩れなどを引き起こして、一瞬にして多くの貴重な財産や尊い生命までも奪ってしまいます。このような災害に備えて、予防対策や起きたあとの対策等を平素から考えておくことが大切であり、また災害発生したときの対応や措置などを常に反復訓練して身につけておくことがいざというときに慌てず速やかに行動することができ、被害を最小限に留めることにつながると思っています。

そこで質問ですが、今この地震によってぐらっときたときの非常口、来庁者避難誘導について聞きます。

町民が安心して来庁してもらうように、また職員が安心して働いていけるように、避難経路や方法はどのようになっているか、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

この役場の本庁舎は昭和57年1月25日に竣工した建物でございます。来庁者の避難誘導は、本庁舎1階の場合におきましては、来庁者は窓口に用事のためロビーにおりますので、緊急事態が発生した場合は、職員が状況を適切に判断する中で、来庁者を正面玄関あるいは東西の通用口のいずれか最寄りの出入り口から庁舎前駐車場の安全な場所に避難誘導をいたします。2階の場合におきましては、会議等で会議室に在室しておりますので、職員間で声かけと連絡を密にいたしまして、適切に指示する中で東西の両方の階段を誘導して、1階最寄りの非常口から同じように庁舎前の駐車場の安全な場所に避難誘導したいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

それでは次の質問をさせていただきますけれども、次に企業や自治会等、警戒宣言発令時の避難訓練はよくやっておりますけれども、その結果を企業は消防署または自治会は役場に報告していると思いますけれども、役場内所管部署、教育現場、学校等を含めて緊急事態を想定した、いわゆる今ぐらっときたとき、火災発生に伴う対応訓練状況を聞きたいと思っておりますけれどもよろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

町内の対応訓練の状況につきましては、切迫性が指摘される東海地震の発生を想定しまして、毎年9月の第1日曜日に実施しています。身延町総合防災訓練において、町長、教育長、管理職全員が参加して非常参集訓練、地震災害警戒本部設置運営訓練、災害対策本部設置運営訓練、避難訓練の情報収集等を地震発生後の通信の途絶を想定しまして、防災行政無線移動系および衛星携帯電話による本庁舎と下部支所、身延支所との通信訓練等を実施しているところでございます。

教育現場等の学校につきましては学校教育課長より訓練の状況を答弁し、また保育所等につきましては子育て支援課長より訓練状況を答弁しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

学校における避難訓練の状況等について、ご説明をさせていただきます。

学校におきましては、地震が発生した際、あるいは本町におきましては東海地震につきまして予知情報これはJアラートで流されてくるとは思いますけども、そういったJアラートの情報があった場合、あるいは火災、犯罪等々を想定いたしまして避難訓練を実施しております。これにつきましては児童生徒、教職員またときには保護者の方も一緒に対象とさせていただきます実施している状況でございます。

その内容といたしましては、地震時の教室で揺れがきたときにこういった対応をしていくかという部分の訓練。あるいは先ほど申し上げましたように予知情報が流された場合の避難誘導訓練。あるいは火災時における避難誘導訓練。それから防犯訓練。それからもう1点は保護者へのそういった災害時の引き渡し訓練。これらにつきまして年間5、6回程度定期的に行っているという状況でございます。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは、子育て支援課内の町立5つの保育所の訓練の内容をお話ししたいと思います。

現在、町立5つの保育所につきましては消防防災計画に基づき訓練を実施しております。特に幼い園児でございますので、特に反復訓練、同じような訓練が必要だと考えております。そのため毎月それぞれの訓練を行っております。

内容としましては避難訓練、地震のための訓練、また消火訓練、また総合訓練等を行っておりまして、園児に対しまして、避難訓練の意味や防災頭巾の使い方などを教えております。ときには紙芝居等を使って園児に分かりやすく、その訓練の意味を教えているところでございます。各保育所とも毎月4月から3月までそれぞれの訓練を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

次に役場内には紙、電子を問わずさまざまな、そして膨大な文書等が存在していると思えます。すけども、今後の行政事務の複雑化・多様化に伴いまして文書は増加するものと思われま。そこで火災、水害、地震等による災害あるいは劣化による喪失対策について聞きます。

防災対策が必ずしも十分ではなく、また合併により公文書保存場所が拡散した場合、行き届かなくなる危険も大きくなると思えます。そのような中でデータの分散保管、電子媒体のほかには対応の耐火金庫等が考えられますが、各課の常時持ち出しの特定はどのようになっているか。あるいは考えがあるか、それを伺いたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

総務課において主な持ち出し品につきましては、合併協定書、それから公印、公印台帳、それから町長の事務引き継ぎ書、役職員名簿、職員台帳それから姉妹都市の協定書であります。

町民課におきまして主な持ち出し品は、戸籍のマイクロフィルムで、明治から平成7年度までの除籍と改製原戸籍でございます。

税務課においては主な持ち出し品は、家屋評価調査票、法人関係書類、入湯税関係書類、タバコ税関係書類、滞納整理関係書類であり、ほかの課におきましても非常持ち出し品につきましては特定がなされております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

さて質問2、3、4とそれぞれお答えをいただきました。地震の発生は突発的でありまして町長不在等、その判断を待つ暇がないこともこれは考えられます。また被害は地震発生直後に集中することが多いのもこれも現実であります。このため地震発生時は、まず自分の身の安全を確保し、揺れがおさまったら被害状況に応じて自主的に行動することと大方のマニュアルに行動要領として挙げております。

勤務時間内に突発的に地震が発生した場合の行動要領として身の安全確保、特に町民などの来庁者の安全に注意をしていただくと。頭部の保護、机の下にもぐる、窓から離れる、こんなことでありましようけども、今この場で地震に遭遇。天井を見ますと天井が広いので全員が落下物には特に注意が必要だと思えます。そして2階で、傍聴者は今日はいないですすけども、マイクを利用してイスの間に身をかがめてください。そんなふうな放送も必要ではないかと思えます。そして様子を見ると、担当者による庁内の緊急放送による安全確保の呼びかけ、エレベーターがある場合は使用禁止。また、この庁舎が倒壊のおそれがある場合は屋外に一時避難。また2階での会議、また本日のような定例議会時にこの地震があった場合、この建物が歪んで、

非常口が3つあるんですけどもこれが開かなくなることも考えなければなりません。したがってそういうときは、ぐらっときたらその近くの人はずぐにドアを開けておくとか、そういうことも必要ではないかと。こんなふうに思いますけども、とにかく避難口の確保が大事と。そしていざという時の大ハンマーとか大バールがここに設置してあれば、なおいいではないかと思えます。というのは開けられないときにはその大ハンマーで叩いてでも出るとこのようなこともやっぱり考えていかなければならない。

そして、なおこちらが開かない場合はこちらの窓、しかしこの窓とても重いですよ。外へ出たところで滑り台はないし、階段もない。はしごもないということになりますけども、ぜひそういうことも含めて、もう一度この危機管理というものを考えていただきたいなとそんなふうに思うところであります。

余震に注意しながら負傷者等の救急活動の実施等、周辺状況の確認、被害状況の調査、災害対策本部の設置が応急対策活動の開始とこんなふうな手順でいくのではないかと思います。

なおかつ勤務時間外を想定して、地震が発生したらやっぱりこれは安全の確保、周辺状況の確認、そして職員の参集の判断、登庁の判断ですね、職員の準備そして登庁してもらおうと。以上が大体の流れかと思えます。

先ほど学校教育課長のほうから引き渡し訓練ということがありました。先に身延中学校での引き渡し訓練が実施されました。私ごとで大変申し訳ないですけども、自分の息子がこの支部長ということで仕事をしていて、どうにも連絡がとれないという場合があります。それはやっぱり家族で自分のほうに緊急連絡網がまわってくるように、そういうことも考えながら9年いたしましたけども、訓練前にあらかじめ予備訓練をして緊急時における引き渡し訓練、これは連絡網がうまくまわれたのか確認を行って、その結果をふまえた上での引き渡し訓練が実施されておりました。よかったところは、緊急連絡網に不備がある場合は即訂正をさせて緊急時連絡網の最新版管理をします。そういうところにありました。また緊急対応としてどうしてもつながらない場合はその先に連絡をして、その結果をまた支部長に連絡をさせると。こんなところもよかったと思えます。いずれにいたしましても地域の子どもは地域で守るということが大前提にしてこういう訓練を私たちはしてきました。地域が一体となって子どもを安全に引き取ることも考えているところが非常によかったなと、そんなふうに感じております。

あとはぐらっときた場合を想定しての訓練、この中にはいろんな緊急事態があると思えます。送迎途中で地震対応ができるかどうか。例えば身延中から、大河内小から八木沢のほうへバスが行った場合、崩れやすいところを通りますけども、そのところが両方ともふさがってしまうようなことも考えていかなければならない。その場合の情報収集をどうしていくのか。そんなこともやっぱり考えて、家族への情報収集等の確立を地域とともに学校、また保護者によってこれは考えていかなければならない、そんなふうに思ったところでもあります。

そのへんのところもふまえて、今後もしマニュアルがあるであれば改訂をしていただきまして最新版管理をしていただきたいとこんなふうに思います。

次に会議、講演等、大勢集まる施設では人は地震が発生すると。一般に即この屋外に出ようとする傾向があります。込み合っパニックに陥ることも考えなくてはなりません。必要に応じて人を屋外へ誘導する。そして電話が込み合っかかりにくくなり、情報が入手できなくなり、不安にもなります。また交通手段が麻痺して帰宅できない場合も考えられます。多数の滞留が発生する可能性があります。落ち着いて行動できるよう随時情報提供に努めることがこ

れは肝要かとそんなふうに思います。

弱者救済を胸にしっかり落ちて行動することが大事ではないかと思います。災害時の要援護者の安全を確保するために個々の対応に配慮したきめ細かな避難計画を策定して整備を図ることも大変重要ではないかこんなように思います。これは各自治会、自主防災組織においてもこれは大変重要であると考えます。

そこで次の質問に移りますけども、情報政策の危機管理について聞きます。

最近の行政事務情報は急速にデジタル化が進められています。情報政策の計画、情報化についての指針、計画はとても重要であると考えます。一般に私たちが利用しているメールやホームページ、データまたブログなどの情報はこの運営するサーバーによって強力にバックアップされていると思います。失われないよう最大の配慮がなされていると思います。そこで災害によるシステムダウン、データ喪失等の対策について取り組み等がありましたら、これを伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは質問にお答えいたします。

緊急事態が発生し、公共施設が停電した場合、本庁舎および両支所ならびに浄化センターの4施設は直ちに非常用発電機が作動し通電されますので、情報システムは一時的に使用できなくなる程度で済みます。また4施設以外の公共施設は非常用発電機がなく東京電力の電気の供給が開始されるまでは情報システムは使用できなくなる状況にあります。ただ今回の大震災におきまして計画停電等予想されますので、多くの職員がいるすこやかセンター等につきましては発電機の予備を設置しております。

なお、行政運営に不可欠な各種データ類は本庁舎の2階のサーバー室および峡南広域計算センターの2カ所の大型サーバーに同じデータが保存されていますので、2カ所同時に大きな災害が発生しない限り、データの喪失はないものと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

一般的に災害対策として、災害事故等による回線の途絶を避けるために、UPSとか発電機等々、この電源確保をするということは、これは当然のことだと思いますけども、またサーバーとは別に外部媒体への保存、こんなこともありますけども、耐火金庫で保存して万が一のリスクからデータを確実に守る体制。必要に応じて回線の二重、三重化を図ることも考えられます。したがって目標というか、この目的は自然災害、大火災などの不測の事態によって、組織の機関業務が停止すると社会的な評判や信用失墜ですか、さらには業務遂行が不可能となる大きなリスクとなる場合があります。そこで万が一、業務が中断した場合でも目標時間内に重要業務を迅速に再開できる柔軟な対応が社会的責任として求められると思います。

今後ともこの情報システムの災害対策において止まらないシステムの実現このようなことに向けてまい進をしていただきたいと思います。

次に質問6でありますけども、過去の災害をどのように学び、生かしたかということで質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

過去の主な災害は、身延町地域防災計画の資料編であります819ページから820ページにかけて記載されておりますが、主な地震災害としては、大正12年9月1日に発生した関東大震災のマグニチュード7.9、甲府で震度6により県内では死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊家屋4,922棟、地盤の液状化現象3カ所など5つの地震災害が記されております。

また主な一般災害としましては、16の風水災害が記載されておりますが、昭和34年8月13日に上陸した台風7号や9月15日に上陸した台風15号の災害や昭和41年9月25日の台風26号、平成3年9月19日の水害の影響により下部川流域や常葉川、中富区全域や身延地区全域において崖崩れや水害が発生しております。

いずれの災害も死者、負傷者、家屋の半壊、全壊、流失、田畑の流失、道路の決壊等の大きな被害をもたらせた風水害でございます。このように大地震や風水害等による甚大な被害から災害の恐ろしさを学ぶ中で、町では中央防災会議が定める防災基本計画や山梨県防災会議が作成する山梨県地域防災計画を踏まえ、さらに平成17年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に震度7を視野に入れ、現在の身延町防災会議が見直しを行い計画が策定されている状況でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

山梨県内、また身延町内だと思いますけども、過去の災害ということでしっかり学んだと思いますけども、そういうものをちょっと頭に入れながら、私は平成7年1月17日午前4時46分、マグニチュード7.3、兵庫県南部に地震発生。その死者が6,434人。全半壊家屋が27万4,181棟という大惨事です。この阪神・淡路大震災では倒壊家屋に一時的に閉じ込められて救助が必要とされた人のうちで多くが近隣住民によって救出されたと。また生活関連物資の提供や応急建築などに企業が大きく貢献して、NPOが被災者の多様なニーズに対応して活躍をしたと、こんなふうな記事もありました。

これらの教訓として地震による被害を最小限に抑えるためには行政また企業、NPO、地域住民がそれぞれの役割を果たすとともに、補完し合うことが重要であることを私は学びました。そして地震防災対応能力を高めるためにも単なる避難訓練だけではなく、これからは学校教育に一貫して防災教育とか防災学習を取り入れることに加え、自治体などで主催する生涯学習のプログラムの中に災害に対応するための専門知識また技術を取得する講座を充実させることも必要ではなかろうかなとこんなふうに思うところでもあります。

そしてこの地震による教訓、まず1つは自分の家の耐震性を高めて火災を出さない。また、死傷者を出さない事前の備えが必要ではないかということは自分の家、隣、地域、町は自分た

ちで守ると。2つ目はこの地震の被害者6,434人。建物の倒壊、家具の下敷きになる圧死、窒息死が多くて65歳以上の高齢者が過半数を占めていると。逃げ出すことも困難な高齢者が多かったということになっています。この災害弱者の手助けをしなければならない。それと3つ目に、これらのことを風化させないために、一人ひとりの防災力を高め、危機管理対応力を上げることもこれも必要ではなからうかと思えます。そして、もう1つはこの身を守るために、テーブルや机の下に身を隠しているうちにドアが変形してしまって閉じ込められ、また火災が発生したら、これはもう最悪であります。事前に転倒落下防止対策がこれは必要であります。そして閉じ込められた場合には大ハンマー、大パールが必要。よってこれを常備品として設置が必要ではなからうかと思えます。

それと特にこの2階にいる場合は注意が特に必要であります。揺れがおさまったところで行動をとるんですけども、やっぱりこういう、今見ますと、一方側だけでありますので、状況を判断して臨機応変の行動が必要ではなからうかこんなふうに思えます。

これまでの訓練は警戒宣言発令による避難訓練でありました。地震といえばこの避難場所に避難。したがって地震イコール避難場所ということの思い込みがあります。しかし災害は、さっき総務課長に挙げていただいたものによりますと、これは土砂災害また洪水、火災もあります。よく状況を判断して、安全ゾーンに避難することもこれは必要ではなからうかと思えます。

昭和34年の台風7号でありますけども、これは当集落も水没しました。特に今ある避難場所の集会所、学校もあそこも水没しております。そういうところに避難場所があるということは、やっぱりそこに避難するというわけにはいかないですね。そういうところのしっかりした見直しもしていただきたいと。先ほど松浦議員も強くそのへんのところを言っておりますけども、私もそういうふうに思えます。やっぱり危機というのは地震だけではなくて洪水とかそういうものも忘れたこと突然やってくる。そんなふうなことでぜひひとつ、これはお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上、この大切なことは災害による多くの方々死を悼んで、そしてその死を無駄にしないためには、この災害を後世に伝え続けることが一番大事なことでと思います。そして事前対策の重要性にあるように、一人ひとりの防災危機管理意識の大切さ、自助努力、互助努力、そして行政企業の連携で自分の家族は自分で守り自分たちの町は自分たちで守り、それにはリスクマネジメントの構築が大切ではないかということをお話してくれたと私は感じております。

それでは次に質問7に移りますけども、これは先ほど松浦議員の大震災に対する見解と防災対策の基本姿勢ということで総務課長が答えておりますけども、ここはちょっと私の考え方を示して、それに対してもし答弁があるならお願いたします。

何を学ぶかということで、想定外のしかも大きな損失を伴う出来事が起こるときは起こることです。まず、そういうことを教えてくれたと。日本は基本的に安全な国だと思われていました。たしかにわれわれも安全だと思込んでおりました。しかし確率が0.001%であっても起こるときには起こると。例えば小学生が歩道を歩いていて信号を守っていても、ときにトラックがぶつかってくる可能性を忘れてはいけないと思えます。ヒューマンエラー、思い込みは駄目だということでもあります。

そして1896年の明治三陸大津波。これは死者約2万2千人。1933年の昭和三陸大津波。死者が約3千人。そして1960年のチリ地震による大津波。これは142人の犠牲があったと。残念なことにこれらのことが風化してしまったこんなふうに思えます。災害は忘れる

ことなく教訓を現在に生かすにはやっぱり語り継ぐということの大切さを改めて感じたところ
であります。以上ですが何かございますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

このたびの東日本大震災からの教訓として次のような多くを学んだところでございます。
1つ目は、先ほど申し上げましたように想定を超える想定外の規模の災害が発生したこと
でございます。2つ目としましては、各自治体が被災により行政機能がマヒしたこと
でございます。3つ目としましては、孤立集落や壊滅的な集落が多数発生したこと
であります。4つ目としましては、避難地や避難所である避難場所が被災した
ことでもあります。5つ目は、安否情報や避難情報の把握が不能になった
ことでもあります。それから6つ目としましては、水道や電気、ガス、通信
や交通など生活の生命線でありますライフラインが途絶したことであり
ます。7つ目は、交通の途絶によりまして燃料の供給不足が生じたこと
であります。8つ目は、燃料不足により食料等の緊急物資が行き渡らな
くなったことでもあります。

以上、申し上げましたように東日本大震災からは多くのことを学んだ
ところでございます。そして災害が発生した場合において地域、区や組
においては地域を守っていくという絆が一番大事であります。自助、共
助として共にみずから何ができるかなど有事の際に機能する地域コ
ミュニティを構築していただき、いざ避難するときに誰がリーダーにな
りどのように対応するのか事前に地域で決めごとをして、普段から確認
し合うことも特にお願いするところでもござ
います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

時間も迫っていますけども、次の質問に移りますけども、次に質問8
でありますけども住民対応トラブルについて聞きます。

自治体は住民に対してさまざまな行政サービスを提供しているため、
ひとたび災害が発生しますと、自治体庁舎の職員の被災や不足により
まして自治体はその業務と機能を停止、または中断してしまうと通常
業務が途絶えて、住民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあると思
えられますが、今の時点でどのように考えているのか。また、どのよ
うな対策を講じるのか伺いま
す。お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

災害の発生状況や災害の規模等により、住民生活への影響や行政の
対応方法も異なってきますが、ご質問のように住民サービスの業務が
途絶してしまう状況ですと、住民の皆さんのご理解と協力や各種団
体等からの広い支援を受ける中で、一日も早い復興を目指し、より
早く情報機器等の復旧を図り行政機能を回復させることによって、
住民サービスの向上と合わせて住民

トラブルの解消が早期に図れるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

やっぱりこれは組織に関わる自然災害、事故などの人為的被害、経済事件などさまざまなリスクが顕在化してきています。これらの結果、生ずるさまざまな被害は組織の運営に多大な困難をもたらすとともに、ときには組織の存続そのものを脅かすような事態に進展することもこれは珍しくありません。一方この現代社会においては一般的に組織の活動によって引き起こされる被害が関係者にまで及んで、さらには社会損失まで波及していくこともこれもまれではありません。こういうことでこれらのことを先ほど答弁をいただきましたけども、しっかりこういうことにならないような事前の対策を講じていただいて、なるべくリスクの低減活動をしていただいてリスクアセスメントすると。こういう取り組みをしていただきたいとこんなふうに思いますけどもよろしくお願いたします。

続きまして次の質問に入ります。文書管理について聞きます。

これはISO的にいえば文書管理とは組織の方針、また集団、仕組みを管理して継続的に改善するための自主性のある運営方法であります。したがって文書を作成書にする責任と権限を明確にすること。そして最新版が必要なときに必要な人が使用できることというこの要求事項があります。これを組織として徹底することが、全員が最新の手順で作業をすることができるような環境を整えることで組織が提供する、企業でいえば製品ですね。行政でいえば情報サービスの底上げを図ることができるという考え方に基づいております。そこでこの文書の種類とか作成する課、承認者、配布、管理、改廃履歴等の最新版管理はどのようになっているのか聞きます。お願いたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町では平成19年度から文書管理システムを導入して文書の管理を実施しております。このシステムは課ごとに年度、ファイルといった情報がサーバーを通じて一元管理されております。今年度の運用状況は5月11日から5月17日まで文書の廃棄期間として全庁的に保存年限の過ぎた文書を廃棄いたしました。そして6月2日から6月15日までの期間を文書の移管期間と定めて事務室内の文書を文書庫に移管しているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。時間もちょっと迫っておりますけども、先にいきますけども質問10ですね。

災害対応ですね。平時と異なる業務内容を異なる体制でインフラ等が被災した状態で実施するという特殊性があります。自然災害は発生頻度が少ない上、個々の災害には発生期間、種類、

地域等による個別性が強くて一般的な災害対応の教訓が得られにくい上、防災担当職員も定期的な人事ローテーションで移動していくため経験が蓄積しにくい。そのため災害発生時のみならず模擬訓練においても情報処理や対応で混乱している自治体は大変多いと思います。それを解決するためには、まず災害対応時にどのような課題が発生するのかを知ることが大変重要となってきました。

今回の東北地方大震災また平成17年の阪神・淡路大震災等、他自治体の災害教訓を学んで、その経過を計画、マニュアルに反映させて日常の訓練また計画で確認することが大切であると思います。これが今回の大震災で学ぶことかもしれません。

そこで、この災害時の情報収集についてお伺いいたします。

大震災の際にどう行動するのか考えるのに欠かせないのが的確な情報であります。誤った情報で行動すれば危険度はさらに増します。したがって、そこで連絡系統の確保、町民からの情報入手経路の確保とともにリスクの顕在化によってもたらされる影響を小さくして、社会的損失ができる限り発生されないような行動をとるように求められております。そういうところでこの災害、10番の連絡系統の確保、町民からの情報入手経路の確保についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

連絡系統の確保としては、町は町の本部それから防災関係機関および災害現場等との間の通信を確保するために町の防災行政無線を設置・配備しております。また町民等からの情報入手経路の確保としましては災害発生時の情報収集を迅速・確実に行うため、全出先に衛星携帯電話の配備を予定しております。この衛星携帯電話は3月の大震災直後、被災地周辺では衛星携帯電話による連絡が機能したとのことであります。現在本庁舎、下部・身延両支所に配備されておりますが、新たに5台を配備することによって全出先に配備されることになり、一般電話がつながりにくくなる災害発生時も安定的な通話が可能になるよう配備をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

つまりこの被災地となる地域の自治体が主体となってアクションを起こさなければ災害支援は手遅れになってしまうと。地域の自治体はまずは災害に対する危機感を持っていただいて、現状分析をしていただいて情報収集のためのシステム構築をさらに検討する必要があるのではなからうかと思っておりますので、その点も含めてお願いしたいと思っております。

次に質問11に移りますけども、リスクマネジメントの構築はということで聞きますけども、これはこれから起こるかもしれない危険に対して事前に対応しておこうという行動でありますけども、組織は日常業務を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理するとともに組織が緊急事態に陥ったとしても組織の機能を維持したり、また迅速に普及できるよう緊急時の対策および復旧対策を計画して実行していくためのリスクマネジメント構築これについて聞きたいと

思いますけども考えているのかどうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいま野島議員が申されましたように、リスクマネジメントにつきましてはこれから起こるかもしれない危険に対して事前に対応しておこうという管理手法でございます。例として先ほど答弁しました文書管理システムのリスク対応としましてはシステムデータ自体はサーバーで管理しているためサーバーが破壊されてデータが消失するリスクはありますが、半年から1年前のデータであれば導入業者がバックアップを取得しておりますのでリスク対応できる状況でございます。

今後は日常から行政の活動に付随するリスクを適切に把握する中で危機管理対応の仕組みや機能を組織内に有することによりまして、安全で安心な行政運営が執り行われるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

これで終わりになりますけども、危機管理というものは自助でしっかり自分の身を守って、そして地域の共助で被災した人を助けたり、自分では避難できない高齢者また子ども、障害を持った人々の避難を助けていかなければなりません。そうすることによって災害は自然と減らすことができる。これが地域の防災力ではなからうかとこんなふうに思います。

地域が昔どんな場所だったか。どのような災害が起きたかなどの地域の特性は昔からそこに住んでいる方がよくご存じであります。このような方々に先生になっていただいて過去の災害を学ぶことはとても有効なことだと思います。

あるときにちょっと写真を見ながら聞きましたら、この西嶋小学校らへんも、昭和34年ですよ、水浸しになっていましたし、この切石のところも水浸し。私の集落も水浸し。そういうことを知っている人がだんだん少なくなっているんですね。私のところはそういうことをよく知っている人が防災の日に先生になって、みんながいる前でその話をしてくれています。そのときどういう逃げ方をしたかということが一番重要になってきますので、どういう判断でそこへ逃げたかと。今の状況は堤防もそのままだよと。そういうときがまた来るかもしれない。いつもそういうような感じで私は考えておりますけども、そういうことで被災した人の教訓というのは非常に大事ではなからうかと。そんなふうなことも思いまして、先生になって話してもらおうということは非常に有効なことだと思います。これも地域の防災力を高める方法でもあると考えております。

なお、この身延町町制50周年記念誌「身延、凜と」に昭和34年8月、台風7号の猛威ということで写真が載っております。また昭和41年9月、台風26号襲来。これはページでいいますと102ページ、103ページに特に身延山の門前町の道路がガレキの山になっている写真もありました。そのとき私は中学生。教育長なんかよくご存じだと思うんですけどもそう

いう記録もありました。

こういう災害の被害として最も深刻なものはやっぱり尊い人命を失うことであります。被害を完全になくしてしまうことはできませんが、人の命を守ることによって被害を小さくすることができます。個人と行政がリーダーシップをとっていただいて、集団である地域そして企業が力を合わせて人の命を失うことがない災害に強い身延町をつくっていければとそんなふうにも考えております。

以上を申し述べて私の質問をすべて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で野島俊博君の一般質問が終わりましたので、野島俊博君の一般質問は終結いたします。議事の途中ですが、昼食のためここで暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時00分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に通告の4番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は今回3点についてお聞きをしたいと思います。

まず東日本大震災で亡くなられた方々へのお悔やみを申し上げますとともに被災に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

1点目は東日本大震災の教訓をどう生かすかということで、この問題については今まで同僚議員何人からも出て、いろんな教訓それからどう対処するかということで出ましたけども、その中で私が気になっていることを質問させていただきたいと思います。

総務課長の今までの同僚議員への質問の答弁の中で、今回いくつか教訓、多くのことを学んだということで7つだか8つばかりおっしゃっていました。一番本町において、嫌な言葉ですけども限界集落が多いこの町において、やっぱり集落が孤立してしまうところが問題があると思うんですね。ヘリコプターとかそういうので行けるところはいいですけども、そうではなくてもうちょっと山の中で人数も少なくてという本当に取り残された集落をどうするのかという問題が出てきたと思います。いくつか本当に多くの教訓があって具体的に対処しなければいけない問題って本当にたくさんあるなと思ったんですけども、例えば孤立集落に食料にしても状況がどうかということにしても、それから例えば病人が出た場合はどうするのかということで、孤立集落に対してどうするのかということで、貴重な教訓を得たというふうにおっしゃっているんですけども、具体的に、もし何か対処方法というのがあったら、まずそれを最初にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

午前中の野島議員のご質問にお答えしたと同じでございますけども、限界集落、孤立集落の部分につきましても災害が発生した場合におきましては地域、行政ももちろんですけども答弁しましたように地域、区や組において地域を守っていく絆といいますかコミュニティというのが一番大事だと考えてございます。そういうような中で自助、共助として共に自ら何ができるかということの中で地域のコミュニティを築いていただきまして、いざ避難するときに誰がリーダーになるかということとを事前にそれぞれ普段から話し合っていていただくことを特に地域としてお願いするところでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それはそうなんですけども、ただ具体的にどうするのかと。いくら自助といたって本当に人数が少なく、そういうところって高齢化が進んでいると思うんですね。自分たちでできることはどういうことがあるのかということも考えながら、では町は具体的にどうするのか。例えばさっき今言ったように、病人が出た場合とか食料はどうするのかというような、具体的に町としてなんか対処する方法は考えていられるのかどうなのかということをお聞きしているんです。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

その災害の状況によっても対応の方法は違ってくると思うんですけども、その状況を勘案する中でそのときに応じて対応を取っていきたいというふうに考えています。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そのときに応じてといっても、もう孤立集落、この前の大雨でもかなり交通機能がストップした、いろんな面で不便がありましたけども、それがいろんな地震とかいろんなことを想定した場合には、やっぱり自分たちだけでは対処できない問題が出てくる。そういうときにどうするのかというのはどういう災害が出るのかということで想定するんですけども、でも一応、町のほうでもこういう想定をしてそういうときにはどうするのか。孤立集落というのは一番援助がいきにくいところですよ。そういうところをどうするのかということは、やっぱりいろんな想定の中で考えておかないと、いざそういうときに連絡が行き届かないとかいろんなことがあるわけですから、今からそれは対処していかなければいけないし、先ほど同僚議員の質問にもお答えになったようにいくつか本当に貴重な教訓を得ているわけですから、では具体的に例えばどうするのか。こういう場合にはどうするのかということの一つひとつチェックをして対策を考えていくということが教訓を生かすということに私はなると思うんですけども、それは起きてからということではなくて、いろんな場合を想定して考えるべきではないかなというふうに。いくつかということでおっしゃいましたけども、一つひとつにそれは必要なことではないかなというふうに思います。

そのことについては具体的にはなっていないということで理解をして早急に進めていただきたいというのと自助、共助というふうにさっきおっしゃっているんですけども、例えば要援護者台帳、お年寄りとか障害者をいざというときにどういうふうにするのかということで、その台帳は町にあるそうなんですけれども、それはお調べになって町にあるんでしょうけど、実際町にあってもなんの役にも立たないと思うんですね。把握するという必要かも分からないですけど、実際その集落でそういう人たちをどういうふうにするのかということ具体的に考えていくというようなこともしていけないと。ただ台帳をあげてということであると、それもいざというときには役に立たないんじゃないかと思うんですね。その台帳をいかに生かすかということで、具体的にどういうふうに、一緒に逃げるとか助け合うかということをも具体化していけないと解決していかないと、それはもう早急にやっつけていかないとそういう人たちが取り残されてしまったら問題だということで台帳をつくってあったと思うんですけど、それは生かすことをきちっと検討していかないと。各集落で、いろんなプライバシーの問題とかそういうことで大変だったと思うんですけど、台帳をきちっと整理をされて、そういう方たちをどういうふうに助け合っていこうかということは早急に町としても皆さんにお願いするとか、こうしましようということをしていかないと、いざというときには役に立たないんじゃないかと思うんですけども、どういうふうに町としてはしていこうかというお考えなんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまのご質問の高齢者や障害者の対応でございますけども、身延町につきましては災害支援時要援護者支援マニュアルを平成22年の2月に策定いたしました。目的は災害時に援護を必要とする者の避難支援と避難後の生活に関して、町それから関係機関が連携して要援護者の安全確保のために具体的な支援策を講じて災害時に適切な対応をとるための総合的に、また体系的な支援を図るために身延町災害時要援護者支援マニュアルを作成してあります。その中では総則と、それから平常時の支援体制、それから災害発生時の支援体制というような構成になっております。これからはこのマニュアルを十分に生かす中で対応を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今回の東日本でもあそこは津波があったということで、本当に自分が逃げるだけで精一杯というところ、それでもお年寄りを一緒におぶって逃げたとかそういうことでいろんな事例があります。そういう教訓を生かす中で、早急にそれは具体的にどうするのかということ各集落で話し合ってもらおうとか具体的に進めていただきたいということを要望します。

それから先ほど午前中に連絡ということで衛星携帯、私もこの衛星携帯が本庁と支所にしかないということでこれは心配していたんですけども、あと5台配備するというので、とりあえずは5台ということだったんですけども、ただこの前の地震のときにもそうだったんですけども、電話が使えなくて携帯も使えなくて、例えば子どもを保育園に預けているけど、そこも連絡がつかなくて、歩いて帰って夜中にやっと保育園にたどり着いたとかというような話も聞

いたんですけど、住民の役場同士、公共施設同士が衛星携帯でつながるということでとりあえずはいいいんですけども、住民の皆さんが例えば子どもが心配で無事かどうかととりあえず電話しても電話が通じないということで、そういうときの方法というのはどうするのかということがこの前の教訓で心配になったんですけども、そのところはどういうふうに対処されるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのような個々の部分のことにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

先ほどの孤立集落もそうなんですけど、今度はそういう電話とか、そういうものではなくて無線をもうちょっと広めるとかそういうような、違う意味での手段を考えていくようなことをしないと。例えば孤立集落とか大きな集落とか、そういうところで地続きといってもなかなか、なんかあったときにはもう連絡が途絶えてしまうようなところもあるのでなるべく、衛星携帯となるとなかなか難しいでしょうから無線をするなりなんなり、もうちょっと対応を考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますけども、その点はどういうふうに。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

今回の一般会計の補正予算の中でもお願いしてございますけども、集落の関係の有線放送ですね。これが今回の東日本大震災でも、集落によっては、これが非常に機能を果たしたというように記事に載っておりました。今回の補正予算でも2集落の有線放送の修繕費がのってございます。このような形の中で、できる限り集落の放送の施設整備も併せて図ってまいりたいとこんなふうに考えてございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。できたらそういう連絡網というのは徹底をしていただきたいと思います。

この質問は前にも同僚議員がしていますので、いろんな問題の指摘もされたと思いますので、私は次の問題に移っていききたいと思います。

次は就学援助制度についてということで質問をさせていただきます。

今、教育委員会ではこの町で子どもが少ないということで統廃合の問題とかいろいろ問題になっていますけども、やっぱり子育てするならこの町でというようなことで子どもたちをどういうふうにして増やすか。そして今の子どもたちをどういうふうで育てていくのかということで、子育てそれから教育問題というのはすごく大きな問題だし、ここに力を入れていくべきではないかなというふうに思っています。子育てをしやすいまちづくりをするためにも、私はこ

の就学援助制度これがどういうふうに機能するかで、ここの町に住んでいてよかった、ここで教育を受けられてよかったということにつながるのではないかなというふうに思います。子どもたちや親たちがお金の心配をしなくて教育を受けられるというようなことで、この就学援助制度ということはとても大切な制度だと思います。

憲法にはすべて国民は教育を受ける権利を有する。義務教育はこれを無償とするとあり、学校教育法第19条では経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しています。

1956年に就学困難な児童および生徒にかかる就学奨励について国の援助に関する法律いわゆる就学援助法が制定をされ、学校保健法・学校給食法とともに国民の権利としての就学援助の制度ができました。この制度は法律に基づいて義務教育諸学校の教育を保障するための市町村が小中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、通学費、修学旅行費、給食費、医療費などを援助する制度で市町村に実施義務があり、国が学校の設置者である市町村に補助するというこの制度です。まず最初にこの制度のこの町での実施状況についてお聞かせいただきたいと

思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

議員の質問にお答えします。

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費、校外活動費、給食費、そして修学旅行費等の経費を一部援助する制度であります。この制度については平成16年度までは国の法律、就学奨励法に基づき国庫援助の枠組みの中で実施してきた経過があります。しかし、平成17年度には三位一体の改革の中で地方交付税措置となり、いわゆる一般財源化された状況にあります。

本町におきましては、平成16年の町村合併以前から旧町において、それぞれ国庫補助制度基準と同内容で実施されてきておりまして、合併に際しての事務事業のすり合わせでは特に問題はありませんでした。そして合併翌年度の平成17年度に国庫補助金は廃止となり、一般財源化されました。

本町においては、この一般財源化以降も国庫補助金廃止という厳しい状況とはなりませんが、基準単価や対象者の所得要件等変更することなく、制度を継続してきております。ここ数年の援助対象児童生徒数の推移でございますが、平成17年度は75人、52世帯で全児童生徒数に占める割合が6.7%。以後その割合は増加傾向が続き、平成22年度には80人、56世帯で全体に占める割合が10.1%となっています。

なお平成17年度における児童生徒数は1,218人で、平成22年度には910人に減少し、そしてその5年間で児童生徒の減少率は25%になりました。一方、援助対象者の割合については先ほどご説明しましたとおり6.7%から10.1%へと増加し、平成17年度比50%の増加となっております。

以上1点目、制度の実施状況についてへの答弁とさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。こういう世の中の中の情勢の中で、就学援助を希望する家庭は増えている。子どもたちは少なくなっているけど家庭は増えているということで、一般財源化されても引き続きその制度をきちっと堅持してやってくれているということは評価をしたいと思います。

それから2番目の制度の周知方法、内容についてなんですけれども、これは今年度の就学援助についてのお知らせということで、保護者の皆さまへということで、資料をいただいているんですけども、とりあえず周知方法についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

お答えいたします。

それでは周知方法ですけれども、4月に各小中学校を通じて、制度内容や申請方法を記した案内文を児童生徒の各家庭に配布するとともに、町のホームページにも掲載する等、周知に努めております。

周知内容については、1点目として援助の対象となる世帯についての事項。2点目といたしまして、申請方法および認定通知についての事項。3点目としまして、援助の種類および方法についての事項等となっております。

1点目の具体的内容ですが、対象となる世帯については、次のいずれかに該当する世帯となります。1つ目が児童扶養手当法による児童扶養手当の支給。2点目としまして、地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税。または第323条の規定による市町村民税の減免。3つ目が地方税法第367条に基づく固定資産税の減免。4点目が国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免。5点目が国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免。6点目が生活保護法第26条の規定による保護の停止、または廃止。7点目が全各号に掲げるもののほか、特別な経済的理由で就学が困難と教育委員会が認める場合となっております。

なお申請方法ですが、まず保護者が通知により制度内容を確認し、該当すると判断された保護者が申請書に住所、氏名、家族状況および該当する要件番号等を記載し、そして学校を通じて教育委員会に提出していただきます。教育委員会では定例会等で当該申請について、準要保護について認定の可否の判断を行い、そしてその結果を当該申請者に通知いたします。

援助の種類ですが、どのようなものについて援助するのかを周知しておりまして、具体的には学用品、通学用品費、新入学児童生徒学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を援助する旨、周知しております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、全家庭にお知らせを出して、ホームページにも出しているということでお聞きをしました。例えば、年度のはじめに各家庭に周知をしているんだと思うんですけど、こういうような社会情勢の中でリストラとか、例えばお父さんやお母さんが職を失ったときに、その情報をきちっとキャッチをして年度はじめではなくて途中でもそういうことが可能になっている状態な

のかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

先ほど委員長のほうから7点について、対象とするという、答弁をさせていただきましたけれども、最後の7番に特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合、これも対象にしますということになっています。これが今、議員がご発言されたような状況にあたるかと思えます。具体的にはこの部分の申請につきましては、申請者の世帯の1カ月の収支の明細書。それから申請前3カ月程度の収入を証明できる書類等を添付いたしまして、理由を添えて申請をしていただいて、教育委員会におきまして、それらの資料をもとに判断をさせていただくと、こういった形になっております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それと先ほど教育委員長がおっしゃっていただいた6項目ということで、なかなかこの文書は難しいですね。いろんなところの事例を調べたら、例えば3人家族で年収がいくらとか、4人家族で年収がいくらとか、ほぼ目安になるような、このくらいの収入だとこれを受けられますよというような目安をのせてお知らせに入れているところもあって、そういうふうにしてもらえると分かりやすいのかなというふうに思ったんですけども、これ1枚渡されても本当にこの適用を受けている、分かる人は分かると思うんですけども、なかなか分からない人だっていると思うので、単なる目安でもそれはあくまでも目安ですからという注意書きをして、このくらいだったらというような分かりやすいお知らせが必要ではないかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

この就学援助制度につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、7点の要件のうちのいずれかが満たされればいわけでございますけれども、これらにつきましては他の法令といえますか税法であるとかですね、そういった他の法令に依存している状況がございます。またそこらへんそれぞれの法令によりまして対象となる捉え方が違うような場面もございますので、これらすべてをこの就学援助の対象になる人はこういう人ですよというのはなかなか難しい状況が実際にはあると思います。そういった意味でよくお分かりにならない方は学校なり教育委員会なりに相談してくださいますようにそこらへんを周知していきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

単なる目安ということだけでも駄目なんじゃないかな。いろんなことがあるんでしょうけども、でもそういうことで出しているところもあるわけですから分かりやすく、せっかくある制度ですから利用をしていただけるような努力をしていかなければいけないんじゃないかと思う

んですけど、それにはある程度の目安があったほうが分かりやすいのかなと思って、実際そういうことを書いている案内もあるのでできたらと思ったんですけど。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

この部分につきましてはまた税務課であるとか町民課であるとか関係するセクションがございますので、今後ちょっとそのへんにつきましては協議をしてみたいとこのように考えています。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これは本人が申請してやるものですけど、この町にいる子どもたちが安心して教育を受けられるために、教育委員会だけではなくて、町、行政、みんなで協力し、どうしたらいいかという知恵を出していくことが私は必要だと思うんですね。それで例えば福祉保健とかいろんな部署で、この家庭は大変そうだというような情報があったら一報して就学援助はどうなのだろうかということを検討しているところもあると聞いていますので、教育委員会だけの問題ではなくて町民の生活を守っていくということで、それは情報を、プライバシーの問題もあると思うんですけど役場内で情報をやりやっ、なるべく使いやすいような制度にしていきたいと思いますけども、それについては、先ほどちょっとおっしゃったんですけども今後というような方向で検討していただけますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

議員さんの今のご発言にもありましたように、基本的には町の就学援助の事務手続きに従いまして、本人申請によりましてこの事業は進めていくものでございます。しかしながら町といたしましても、あるいは教育委員会といたしましてもそういった方で使いたいんだけど使えないというような状況というのはあまり好ましくないと思いますので、それにつきましてはまた十分な情報提供等を行う中で対応していきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

使いたいんだけどなかなか使えないと、あとで分かったという話も聞いていますので、そのところは役場内で情報共有をしながら、本来使える人は使って安心して教育を受けられるような形にしていきたいと思います。

それと3点目の支給方法についてということなんですけども、これは各学期の末をめぐりに年3回に分けて、保護者の指定の口座に振り込むとあったんですけども、例えば新入学児童とか生徒の学用品費、入学準備金ですよね。これ小学校もそうですけども中学校になるとかなりたくさんのお金がかかるということで、生活が大変だから就学援助という人たちが、なかなか準備をするのにお金が大変という声も実際聞いているんですね。もうちょっと、例えば引き続き受けるような、新しく入学する場合には説明会議なんかがありますから、そのときに早めに申

請をしてもらおうとか引き続きの子どもたちには早めにしてもらおうとか、せめてその入学準備金になるべく早く手元に届くような努力をしていかなないと意味がないというか準備金が大変だからということの意味が私はなくなってしまわないかなというふうに思うんですけども、これについてはそういうようなことをしていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

ではお答えいたします。

この制度が町県民税の所得割非課税を1つの判断の項目となっております。そのために申請者が非課税なのかの確認がなされるのが、6月1日の課税期日以降の判断となるわけなんです。そのため年度はじめの4月に支給するということが非常に困難になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そういう制度上のこともありますけど、その大変なときに準備金が手に入らないということは問題ではないかなと思うんですね。いろんなところを調べてみたら、その貸し付けをしているとか日程を早めにして、もし駄目だったら返してもらっただけで早めに行っているとかという努力をしているところも実際あるんですね。やっぱりこの制度、お金が大変だから準備金がここにあるのにもかかわらず準備金にはならないというのがなんかこう改善の余地がないかなと私は思うんですけどね。かなりお金もかかりますし、そういう面でこれを生かすような方法というのを考えていただきたいなと思うんですけどもこれはどうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

ただいま教育委員長がお答えしたとおり、制度の内容がいくつかの認定要件の中で所得税にかかる部分がございます。それがはっきりするのが先ほどお答えしましたとおり6月にならないと分からないという状況がございます。中には4月時点で分かっているものもあるわけなんですけども、ただそういった分かっている方にはそういった支援を行って、分かっていない方には行わないというような考え方だとやっぱり不公平が生じると。制度ももとの考え方が1年を夏休みを除いて11カ月に分けまして月額いくらだよという払い方なんです。それを4カ月、4カ月、3カ月みたいな形でお支払いをしていると。言ってみれば実績に応じて支払っているような形がございます。したがって、家庭の事情も大変なことは分かりますけども、やはりそのへんにつきましては、家計のやりくりの中でなんとかしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これはやっぱり検討を、やりくりといっても大変だからこの制度を利用しているわけですか

ら、もうちょっとなんとか考えて、そういうできる人もいるというのであれば、できない人はどうするのかというところから考えて、平等になるようなことを考えていただきたいというふうに、これはあくまで要望になってしまうんですけども、やっぱり、月にとかおっしゃいましたけども、年間を通じてもありますけども新入学のための準備金というか学用品費ですから、そのときに大変お金がいるからということの制度ですから、そこはやっぱり検討をしていただきたいと思います。

それから給食費なんですけども、これも給食費の滞納が大きな問題になっていますけども、やっぱり大変な人はこういう制度があるから、こういう制度の中で給食費を払ってもらえるということは本来は滞納はそんなにないということなんです。けどやっぱり大変な部分があって給食費の滞納も増えていると思うんですけども、せめて給食費を毎月支給という方法にはならないものでしょうか。これについて伺いいたします。事務は増えると思うんですけどそうすれば滞納だってかなり減るんじゃないかと思うんですけど

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

家庭の事情で給食費の滞納というような場面もこの準要保護の家庭でもかなりあります。ただこうした家庭におきましても、その納期にきちり納めていただく家庭も当然あるわけでございます。滞納した家庭につきましてはこの準要保護の家庭で滞納した方につきましては、この就学援助費をお支払いする時期に合わせて今まで滞納したお金を納めていただいたという取り組みをしております。また状況によれば本人のご了解をいただいて、本来個人の口座にお支払いするべきものにつきまして、あらかじめ差し引いて残った分をその該当者にお支払いするという形も今考えているところでございます。滞納につきましてはいずれにしても納めていただくという方法で今後も取り組みを進めたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

生活が大変な中で、この給食費って額も大きいですよ。中学生になると、小学校も中学校もとなると、やっぱり額が大きいからそれがやっぱりたまってしまいうんですよ。それだったら事務量が多くなるかも分からないけど毎月そこからなんとかもらうようにしたほうが私は効率的ではないかなというふうに思うので、やっぱり皆さんだつてためて払うということより給食費って出ているわけですから、そういうところで毎月毎月もらったものを出すというほうがいいと思うんですけど、それはできないことなんでしょうか。事務的に。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

今言われたことはよく分かりますけども、特に下部の学校には特に修学旅行の形態が違ってくる場合がございます。その人たちは給食費は滞納するけどそちらの積み立てを納めるとこういう現象が起きているんですよ。このへんのこともよく考えないと、一概にこうだあだということ論じられないところがあるんですよ。だから今言われたことはよく分かっています。どうしていいかということも分からないではございません。今言われた貸付制度ということも分

からないでもない。ただそういうことはいまだかつてないということも事実ですし、当然そのへんのことについてうちのほうで隣接町村、県内等々ちょっと調べてみたいなと思っておりますので、そのへんのことを議員さんも頭へ入れてもらって、これが一番悩むところなんですね。向こうを切るかこっちを切るかどっちか。でも修学旅行費は積み立てをちゃんと納めて、私たちがもし飲食代を払わないとなると法律でやられますよね。そういうことはないわけですから。このへんがちょっと私たちも考えが、どうやればいいのかというふうに悩んでいるところがございますがね。そのへんのことも頭に入れておいてください。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いろんな人がいるわけですから、下部のと言われるとちょっと困るんですけど、私はその給食費、毎月払っていただければ滞納がなくていいんではないかということで、単純にそういうふうに思ったので質問しました。先ほどおっしゃった修学旅行の積み立てもそうなんですけども、これは例えば7月にお金がありますけども、修学旅行を例えば5月にやった場合には7月まで待たなければならないということになりますよね。こういうのもうちちょっと支払いの方法を考えていただいて、立て替えをなるべくしなくて済むように、支払ったんだっとなるべく早く手元に返るような方法を考えていただきたいと思うんですけど、この修学旅行費についてはどうでしょうか。すみません、時間がないので簡潔に。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

前払いという制度があるんですけど、それは今さっき先生が言った支度金という準備金という言葉を使うんですけど、それとこれとは全然違うんですよ。6月の前年所得の確定ですか、そういうもので全部統一してあるわけですね。このへんのことについて、今言われたお金を払わないわけではない。お金は払います。11カ月分払うんですけど、今、先生との論点は早く出してほしいという。私たちはルールに則ってちゃんと払いますよ。ただその間は立て替えてくださいという意味合いが強いわけですね。そのへんのことを今、実績に基づいているわけですから、これについていろいろうちのほうもどういうものだろうねということです。そういうあらゆる法律のある中で動いているものをどうするかについては先ほど課長が答弁したとおり各担当課と協議をしながらそういうふうなことができるかどうか。やっていいものなのかどうなのかということから入っていかないとちょっと分からないと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では検討していただくということで、時間がないので次の質問に移らせていただきたいと思えます。

3番目、住民健診と健康相談の充実で医療費の削減をということで、医療費の高騰がなかなかおさまらないということで、住民健診の現状と改善策ということで1点目、出しているんですけど、住民健診の改善というのは、これはかなりやられているのではないかなと思うんですけどね。前は日曜日はやっていなかったけども、日曜日にも休みの人が受けられるとか、かなり改

善は進んでいると思うんですけども、その現状と改善策ということでありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

はじめに健診の現状を述べさせていただきます。

健診の申込者と受診者数が平成20年度が4,285人の申し込みがあり、実際受診した人が3,535人。平成21年度が4,282人の申し込みがあり3,640人が受診。平成22年度3,948人の申し込みがあり受診した人が3,540人。平成23年度については4,116人の申し込みがあります。中富・下部がもう終わりましたが2,331人が申し込みをして1,951人が受診したというような状況です。受診率については健診対象者数で比較してみますと20年が48.1%、21年が50.2%、22年が54.6%というふうな状況でした。

改善策について今、議員さんが申されたとおり健診実施期間を土曜・日曜に設定したり送迎希望をとって送迎をしたり、それからガン検診等も同日実施、受診対象集落以外の日も受診可能にしたりということではいろいろな受診の対応をとっているところです。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この住民健診、早期発見・早期治療ということで、本当に大事な問題だと思うんですね。改善が進んでいるとはいえ、なぜ受診しないのかというアンケートを以前見させていただいた中にいくつか指摘はあったんですけども、やっぱり料金の問題でなかなか受けることができないという回答がかなりあったのを私見て、やっぱりこういう問題もあるのかなと思ったんですけども、病気になってから医療費を大変払うということより今年、市川三郷町は基本健診とガン検診セットだったらタダですよというような努力もしているんですね。そういう工夫をしていかなないとなかなか早期発見・早期治療にならないんじゃないかなと思うんですね。そのほかの改善はかなり進んでいると思うんですけど、私この料金というところがちょっとネックではないかなと思うんですね。やっぱりいろんなことを試してみたら受診率が高くなるのかと。どうしたら早期発見・早期治療で医療費が安く済むのかということも考えていかないといけない問題だというふうに思いますので、市川三郷町のようにそういうようなセットだったらタダというようなことも私は視野に入れるべきではないかなというふうに思って、いいアイデアだと思いましたけども町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

料金につきましては今現状が大体1割負担ぐらいでやっているわけです。今言いましたように市川三郷町ではガン検診と基本健診が一緒になると料金無料というようなことで健診率も上がったというふうなお話を聞いておりますので、一応これについては財政的なこともありますので検討させてもらうということではよろしくお願いします。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

時間がないので、次の予防活動の充実について聞きたいと思いますが、先ほどの検討していただきたいと思います。

やっぱり早期発見・早期治療の前にこの予防ということがやっぱり大切ではないかということで私何回もこういう、前にもこの質問をここで一般質問の中でもしました。やっぱりお年寄りの方たちもそうなんですけども、身近で相談できる場所があったり人がいたりすると安心できるんだけど、それがないとどうしても心配になったりして少しでも具合が悪くなったら病院に行く。病院に行くということはいいんですけどもそれが医療費の高騰になってしまうのでそれが予防で防ぐことができるんだったら私はそのほうがいいと思って、いくつか提案をしました。生きがいデイ、今、看護師さんは配置をされていないですけども、生きがいデイに看護婦さん、退職された方とか保健師さんとかそういう方にいてもらって血压を測ってもらったりしてから健康相談とかしてもらえば少しは安心ができるんじゃないかなというふうに思っています。

それからミニデイサービス、集落ごとにそういう機会を増やすということも私は大切なことだと思うんですね。集落ごとの健康相談とか、そういうのはやっていらっしゃると思うんですけども保健師さんの仕事が忙しくてなかなか現場に出ていけない。昔は保健師さんが現場によく地域のところにまわってきてくれたんですけども、今保健師さんの仕事が多すぎてなかなか地域に保健師さんがまわれないという現状があります。やっぱりこの前聞きにいったら保健師さんであるリーダーが事務をしている。そんなもったいないこと私ないと思うんですね。やっぱり保健師は現場に行って、住民と直接いろんなことを相談できるとか現場に行っていたくことを最重点にしていただかないと。事務は誰でもできますけども保健師の仕事というのは誰でもできるわけではないですから、やっぱり現場に出てもらうような体制をきちっと整えていただきたい。

それから年々、保健師さんも少なくなっている。少ない中でも本当に皆さん子どもを抱えながら一生懸命やっている努力は分かるんですけども、なかなか住民の中に出てきてもらえないというところで、この予防活動が本当にきちんとできているのだろうかというところで疑問を持っています。そういう意味では今日町長いらっしゃらないので、保健師さんの勤務のこととか病院とかということは聞いてはいただけないんですけども、それはやっぱり他のほうできちっと検討課題ということで要望するなりしていただかないと私はもったいないことだと思っていますので、ぜひそれは身近で相談できる、特に保健師さんは地域に出て要望活動、保健活動、相談活動をしていただきたいということを最重点としていただきたいと思います。

それから下部支所ですね、専門の職員そういう相談をする職員がいなくなってしまったというのがありまして、身延の支所では年間かなりの数の相談件数を受けている。介護福祉の相談を受けているということで、全体の中の1割以上を支所で受けているという。だからもともと身延は人口が多いですけども、多くの人たちが身近な支所へ行って相談ができるという体制があるということで、やっぱりいまだに下部でも、もう何年か前に引き上げられてしまったんですが多くの声はまだ寄せられています。ぜひ保健師さんが身近で、もし保健師さんが大変だったら保健師さんでなくても、やっぱり専門家の方がいてくれて福祉や介護それから障害者のこ

とについて身近で相談できるような体制をぜひ整えていただきたいと思いますけども、これは聞いてもあれですよ。判断できないですので、ぜひこれは要望をしておきます。

それから最後に飯富病院との関係なんですけども、市川三郷町の町立では人間ドックを町立病院でやっています。やっぱり公的病院としての役割というものが私は飯富病院にはあるのではないかなというふうに思っていますので、病院には医師、看護師、保健師、栄養士、理学療法士、ソーシャルワーカーとか介護福祉とかいろんな専門家がいらっしゃいますのでそういう方たちを含めて、それから地域の人たちを含めてこの予防、早期治療という問題は検討していかなければいけないというふうに思っています。

飯富病院との協働をするという点では、私はせっかくの公的な病院なのに協力体制がなかなかできていないというところもったいないなというふうに思っているんですけど、これについては担当の課ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

渡辺君、残り時間あと3分ですので。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

飯富病院との協働ということ、はじめに人間ドックの関係について、なぜ人間ドックは飯富病院でなく、石和のクアハウスのほうへお願いしているかということについて、ちょっと説明させていただきます。飯富病院では一部の検査については飯富病院ではできないということと、他の施設では当日検査結果が出て、すぐその場で健診結果の指導がされるんですが、飯富病院は後日結果が出てそれを聞きに行くような形になっていること。健診のデータ化ができないということで町民にとっては不便というようなことで人間ドックの委託をしていないということを担当のほうからいわれました。せっかくの中核病院ですので、なるべく今言われたようなことでお互いに協力できるような体制づくりにつきましてはお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

せっかくの公的の病院ですので、ぜひ役割を担っていただいて、住民のために働いていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。ここで議事の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より所管事務調査について議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

以上6委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

朝8時半から議運も開き、決定されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第55号 湯町浄水場築造工事請負契約について

議案第56号 湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約について

議案第57号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約について

同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、議案3件、同意2件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長から提出理由の説明を求めます。

町長が欠席でありますので、総務課長から説明を求めます。

議案第55号、議案第56号、議案第57号、同意第9号、同意第10号について、総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

それでは議長からご指名をいただきましたので、追加提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は契約案件が3件、人事案件が2件となっております。それではご説明を申し上げます。

議案第55号 湯町浄水場築造工事請負契約について

湯町浄水場築造工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま

たは処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 湯町浄水場築造工事
 2. 契約の方法 指名競争入札による契約
 3. 契約金額 金7,318万5千円
 4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町波木井135
近藤工業株式会社 代表取締役 近藤憲央
- 平成23年6月14日 提出

身延町長 望月仁司
代読 総務課長 赤坂次男

提案理由

湯町浄水場築造工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第56号 湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約について

湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 湯町浄水場機械・電気設備工事
 2. 契約の方法 一般競争入札による契約
 3. 契約金額 金9,765万円
 4. 契約の相手方 山梨県甲府市宝二丁目21番6号 アローズビル
荻原実業株式会社 山梨営業所 所長 佐藤貞義
- 平成23年6月14日 提出

身延町長 望月仁司
代読 総務課長 赤坂次男

提案理由

湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第57号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約について

下部地区公民館新築建築主体工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 下部地区公民館新築建築主体工事
2. 契約の方法 一般競争入札による契約
3. 契約金額 金1億2,495万円
4. 契約の相手方 山梨県甲府市四丁目1番33号
三井建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木茂夫

平成23年6月14日 提出

身延町長 望月仁司
代読 総務課長 赤坂次男

提案理由

下部地区公民館新築建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1515番地1

氏 名 笠井義彦

生年月日 昭和16年6月11日

平成23年6月14日 提出

身延町長 望月仁司
代読 総務課長 赤坂次男

提案理由

平成23年9月30日をもって委員の任期が満了するため、その後任委員を推薦したい。人権擁護委員法第6条第3項には、委員候補者の推薦にあたり議会の意見を聞くことと規定されている。

これが、議案を提出する理由である。

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町切房木1015番地

氏 名 赤池美樹子

生年月日 昭和22年11月15日

平成23年6月14日 提出

身延町長 望月仁司
代読 総務課長 赤坂次男

提案理由

平成23年9月30日をもって委員の任期が満了するため、その後任委員を推薦したい。人権擁護委員法第6条第3項には、委員候補者の推薦にあたり議会の意見を聞くことと規定されている。

これが、議案を提出する理由である。

以上でございます。

なお議案第55号から57号につきましては担当課長より詳細説明をしますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

また同意第9号、第10号につきましては10月1日付けの法務大臣委嘱に向け、7月上旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから、本定例会に追加提案させていただきました。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

総務課長の説明が終わりました。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。

議案第55号から議案第57号まで、3件について財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第55号、議案第56号、議案第57号につきまして詳細説明をさせていただきます。

最初に議案第55号 湯町浄水場築造工事請負契約についてであります。

本議案は湯町浄水場築造工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

まず契約の方法でございますけども、指名競争入札による契約でございます。

2枚目の議案第55号関係資料をご覧ください。

工事名であります、湯町浄水場築造工事であります。工事場所は身延町下部地内。予定価格は消費税抜きで7,080万円。入札年月日は平成23年5月31日であります。入札場所は中富町総合会館2階会議室であります。入札参加者は記載してあります指名いたしました7社であり入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。落札者は近藤工業株式会社で落札額が6,970万円で消費税を含んだ7,318万5千円で5月31日仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましてはご議決をいただければ、着工が議決日の翌日6月15日から平成24年3月14日までの工期となります。

続きまして議案第56号 湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約についてであります、本議案につきましても湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約を締結するため議会の議決が必要であります。

契約の方法といたしましては一般競争入札による契約であります。

2枚目の議案第56号関係資料をご覧ください。

工事名であります、湯町浄水場機械・電気設備工事であります。工事場所でございますが身延町大字下部地内。予定価格は消費税抜きで1億2,400万円。入札年月日は平成23年6月2日であります。入札場所につきましては中富町総合会館2階会議室であります。入札参加者は記載してあります5業者から参加申し出がございました。入札金額、入札率はそれぞれ記載してありますとおりでありますのでご覧ください。落札者は荏原実業株式会社山梨営業所で落札額は9,300万円で消費税を含んだ9,765万円で6月7日仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましてはご議決をいただければ、6月15日から平成24年3月14日までの工期となります。

続きまして議案第57号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約についてであります、本議案につきましても下部地区公民館新築建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

契約の方法といたしましては一般競争入札による契約であります。

2枚目の議案第57号関係資料をご覧ください。

工事名であります、下部地区公民館新築建築工事主体工事であります。工事場所は身延町常葉地内、予定価格は消費税抜きで1億2,500万円、入札年月日は平成23年6月8日

あります。入札場所につきましては中富町総合会館2階会議室であります。入札参加者は記載してございます9業者から参加申し出がございました。入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。落札者は三井建設工業株式会社で落札額は1億1,900万円で消費税を含んだ1億2,495万円で6月10日仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましてはご議決をいただければ着工が6月15日から平成24年3月30日までの工期となります。

ここで1点、議案第57号につきまして書き加えていただきたいと思いますけれども、4.契約の相手方でございますけれども、山梨県甲府市四丁目となっておりますけれども「飯田」が抜けております。大変申し訳ございません。甲府市飯田四丁目1番33号でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それから先ほど入札場所でございますけれども、私「中富町総合会館」と申しましたけれども「中富総合会館」の過ちでありますので、お詫びして訂正をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

担当課長の説明が終わりました。

なお同意第9号、同意第10号につきましては人事案件でありますので詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第55号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

55号は56号、57号と違う点が1点ありまして、契約の方法 指名競争入札による契約とあります。他は一般競争入札による契約でございます。この違いをご説明ください。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

本町では指名競争入札を中心に普段入札をしているところでございますけれども、これはおおむねですけれども、1億円を超えても業者が1業者、全国に1業者しかありませんという場合がありますとまた違ってまいりますけれども、おおむね1億円を超えると一般競争入札でやりますということになっておりますので、一般競争入札でほかの2件はさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それはどこかに、条例か何かに規定がございますか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

条例とか規定とか要綱には記載はございません。これは町村の裁量に任されております。近隣の町村でも特に山梨県の場合はいろいろなところがございまして、笛吹市ではすべて130万円以上はみんな一般競争入札にしておりますけども、そのほかの町村では市役所レベルでは1千万円から1億円以上は一般競争、それから町村でも市川三郷町は1億円以上おおむね一般競争入札としております。ただし新しい富士川町ですが、旧増穂町、鯉沢町それから早川町、南部町ではまだ一般競争入札の導入はしておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この点につきましてお聞きしたのは、明らかに入札の金額の率がまったく異なるというか、特に第56号では75%というふうに非常に低くなっております。ほかの2件は95%以上ということですので、この点がなんらかの理由があつてのことかなというふうに思って聞いたわけですが、あくまでも1億円を超えるか超えないかだけでこの指名か一般競争入札かに分かれるということによろしいんですね。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

そのとおりです。1億円を超えるか超えないかということで判断をしております。落札率についてはあくまでもこちらでは結果ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

この3件の予定価格の設定、これはどこでこの予定価格の設定をされているのかお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この予定価格につきましては設計書に基づき町長が定めるものでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

設計書というのは町で指定した設計業者に委託した設計書なのか。それともその設計自体も今言う何社か指名して設計させるのかこの点お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

設計書につきましては各担当課で作成をしておりますが、当然職員ができませんので、皆さんご承知のとおり委託料に予算をとってそして設計をしております。下部地区公民館新築主体工事等につきましては、それぞれどういう案でどういう形でどんな建物を建てるかというようなことで設計業者に見積もりをさせて、その中から選んでおります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

その設計業者というのは1社なのかそれとも何社かに依頼というか設計させてこの中から選定するのかそれを聞いているんです。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それぞれ設計の金額によっても違いますが、例えば先ほど言ったとおり下部地区の公民館新築建築工事の設計につきましては4業者から見積もりをいただきまして1業者に決定をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第56号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第57号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

工事の概要なんですけど、この中に電気工事が含まれていないように思われますけども、電気工事は別になっているんでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

これは公民館の新築建築主体工事でございますが、このほかに機械設備それから電気設備の工事は別発注となっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第9号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第10号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第55号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第56号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第57号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第9号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第10号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第55号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号 湯町浄水場築造工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第56号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号 湯町浄水場機械・電気設備工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第57号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号 下部地区公民館新築建築主体工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第9号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦については身延町西嶋1515番地1、笠井義彦氏、昭和16年6月11生まれを推薦することに決定いたしました。

同意第10号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦については身延町切房木1015番地、赤池美樹子氏、昭和22年11月15生まれを推薦することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、総務課長よりあいさつをいただきます。

総務課長。

○総務課長(赤坂次男君)

大変お疲れさまでした。

町長が欠席ですので、代わりに総務課長が平成23年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は6月10日に開会され、本日までの5日間、望月広喜議長のもとで私どもの提案させていただきました17件の議案につきまして慎重なご審議をいただき、ただいますべての提出議案につきましてご可決・ご同意をいただきまして閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に心から感謝とお礼を申し上げます。

今まさに季節の変わり目でございます。議員の皆さんには健康にご留意をいただきまして住民福祉のためますますご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

総務課長のあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了をいたしました。

議会会議規則第7条の規定によって閉会をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

会期5日間、議員各位には慎重審議をしていただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第で

ございます。これから日増しに暑くなり夏本番を迎えます。各位におかれましてはくれぐれも
ご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもち
まして平成23年身延町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時50分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上